

◎議 事 日 程（第2号）

平成28年9月6日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（19名）

1番	大 島 一 郎 君	2番	吉 川 三津子 君
3番	近 藤 武 君	4番	神 田 康 史 君
6番	高 松 幸 雄 君	7番	山 岡 幹 雄 君
8番	大 野 則 男 君	9番	加 藤 敏 彦 君
10番	真 野 和 久 君	11番	河 合 克 平 君
12番	島 田 浩 君	13番	杉 村 義 仁 君
14番	鬼 頭 勝 治 君	15番	鷺 野 聰 明 君
16番	八 木 一 君	17番	石 崎 たか子 君
18番	堀 田 清 君	19番	大 島 功 君
20番	大 宮 吉 満 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

5番 竹 村 仁 司 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	佐 藤 信 男 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産業建設部長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	石 黒 貞 明 君
市民協働部長	猪 飼 明 君	上下水道部長	横 井 一 夫 君
消 防 長	足 立 信 夫 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水 谷 辰 也 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊 藤 辰 明 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐 藤 敏 彦	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の11番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

市民の声を市政にの立場で一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、愛西市の財産状況について確認をいたします。

市民の方からは、愛西市は財政が大変なんでしょう。庁舎はきれいになったからなの、新庁舎にお金をかけるよりもとよく聞きます。また子育ての世帯の人からは、保育料は上がるし、この間、給食費も上がった。また高齢者の方からは、運動場や体育館の使用料が値上げされて、市民の負担が多くなるんじゃないかという心配の声もあります。4人目の出産を控える中で、3人目でいただけた祝い金はどうなっただろうと確認をしたところ、もうもらえない、どうなっているんだろうと言ってクレームのお話をいただいたお母さんもいました。

また、愛知県では多くの中学生が、医療費、窓口で無料であるのにもかかわらず、市民の約1万に近い署名の要望があるにもかかわらず、子ども医療費の助成は拡大されない。本当に早くしてほしいんだけどというお母さん、お父さんの声も聞きます。

28年度からは団体への助成金の削減や学校補助金の削減も行われる状況であります。現在、財政の健全化という旗印に、とどまる勇気、進める決断と市政運営を進めていくという市のあり方について、今、お母さん方、お父さん方の声を聞くと、実際にはその市政運営をする中で、子供の教育の問題や子育ての問題、また自主的な市民活動の支援の問題など、市民に受益者負担ということを経験しながら、負担を押しつけてきただけではないのか、そのように思っただけで済まないと考えてしまうところでもあります。

きょうは、愛西市の財政は本当に大変苦しい状況なのかという点をひとつ質問の中で明らかにしたい。そして、自治体の本来の住民福祉の向上という役割を愛西市の市には果たしていただけるよう、市政運営と現在策定中の第2次愛西市総合計画というものに、今後の市政運営のあり方、方針を組み込んでいただきたい、そのような思いも込めまして一般質問をさせていた

だく予定であります。

まず第一に、財政が苦しいということの理由で、26年、27年と市長のタウンミーティングなどでお話があった内容については、合併による算定をする中で、国税、地方交付税がたくさんいただけている状況であったと、10年間は。しかし、10年を過ぎる中で、段階的に減額をされていくので、市の財政は将来的にも厳しくなっていくというようなお話もありました。

このお話のあった地方交付税という税金について、どのような性格のものであるか、そのことについて、1点お伺いをいたします。また、交付税のことについては、その後順次、質問をさせていただきます。

続いて2点目で、日比野駅の西側に柚木地区の住宅開発ということで、日比野駅の西側の大きな土地のところに住宅開発が行われるということの説明会が、地域住民の方に説明会があったというお話がありました。今、現状、市がわかっているこの住宅開発の計画、その概要をお伺いいたします。

以上2点、まずお答えをいただきたいと思います。お願いします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

まず、地方交付税につきましては、地方団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持できるように財源を保障するという見地から、国税として国がかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、いわば、国が地方にかわって徴収する地方税であると、こういった性格を持っております。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、柚木町地内の民間住宅開発についてお答えをさせていただきます。

これにつきましては、個人情報的なものになりますので、細かい説明は控えさせていただきます。

概要といたしましては、愛西プラザの南側敷地面積1万5,000平方メートルで、一戸建ての住宅が約50戸の計画で、宅地造成工事が行われております。今回の開発計画は、現在、近藤紡績所の私道となっている愛西プラザへの道路の一部を愛西市に帰属することにより、北側からの出入りと、南側につきましては、名鉄日比野駅の西側にあります既設道路を利用した取りつけとなっております。以上の2カ所で出入りができるようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

1点目の財政のことよりも、まず柚木地区の開発について、先に再度の質問をさせていただきます。

地元の住民の方から、日比野駅周辺的安全対策というのは、どのようになっているのかということで不安視する声が上がっています。これは、県の開発許可をとってきたところなんですが、開発許可がされているものですから、その内容をとってきたものですが、日比野の駅の脇にできるという状況であります。北はオークワの進入路、また南は日比野駅の踏み切りの10メ

ートルほどのところに南は出るというところで、非常に抜け道にされたり、送り迎えの道にされたりという中では、非常に危険になるのではないかという心配をされているというのが聞いているところであります。

この具体的な安全対策、また北側のオークワさんのところから、この住宅地への開発の進入路は橋というふうになると思いますけれども、耐震を含め、安全性は確保されているのか、そのことについてお伺いいたします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、具体的な安全対策ということでございますが、開発区域内道路から南側へ抜ける取りつけ箇所につきましては、外側線による誘導やゼブラ表示、停止線、並びに交差点内のT字マーク、ポストコーンによる歩行者保護やカーブミラーの設置などにより、事故が起こらないように、できる限り安全対策を講じられている計画とされています。

そのほか、開発区域内の道路につきましては、路側線やT字マークの表示、クランク箇所にカーブミラーなどを設置しております。将来的にも安全な車両が通行できるような配慮とされております。

次に、2点目のボックスの関係でございますが、取りつけ水路横断につきましては、高さ1.5メートル、幅1メートル、長さ7メートルのボックスで施工する計画となっております。ボックス本体の耐震性については問題ないと考えております。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

では、この南側の取りつけ道路のところからクランクのところも含めて安全確認をするということでお答えをいただいた状況であります。

それと、北側のところは橋になるんですが、ボックスを置いて、その上を道を通すということでお話をいただいたところではありますが、では、この50戸ぐらい入る予定ではあります、公共下水等についての計画等、また合併浄化槽等についての補助などについても、あわせてお伺いします。

#### ○上下水道部長（横井一夫君）

公共下水道の接続計画についての御質問でございますが、この区域、現在のところ、公共下水道事業の事業計画区域ではございませんので、公共下水道への接続はできません。

それと、合併浄化槽の補助金制度の関係でございますが、この区域は合併浄化槽を設置する人に対しまして、その費用の一部を補助しております。補助の対象となる建築用途は専用住宅でございます、人槽区分につきましては、5人槽、7人槽、10人槽となります。ただし、建て売りなどについては対象外でございます。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

開発区域内のところについては、市が、完成した後、市道として委嘱を受けるということになりますので、そういったことでは、安全性と交通の弱者を守る対策も含めてよく話し合っていて、市への帰属をするときに問題のないような形でしていただけるとよろしいかと、そうすることによって、地域住民の不安が少しでも解消されることになるのではないかと、それ

が市の役割ではないかというふうに考えるところでありますので、よろしく願いをいたします。

では、先ほどの質問、もう1点の質問であります、地方交付税の性格についてということでお答えをいただいたところであります。

地方交付税の性格については、地方の固有の財源であるということをおっしゃっていただいたところであります、実は、国のホームページから抜き出したものによりますと、説明のところ、性格のところは抜けていたのでないかと思われるところがありまして、本来、国の説明によりますと、「本来、地方の税収とすべきであるが」という文言がついております。

形上は、国からの交付金ということにはなりますけれども、本来は地方の税収であるというのが、国のホームページで明らかにしている地方交付税の性格であると。そして、地方固有の財源であるというのが、国の地方交付税に対する性格の説明であります。

であれば、この地方交付税というものを市の税収と考えて、含めて市の財政運営をしていくべきではないかと私は考える次第であります。

現在、市は自主財源の確保ということで、自主財源の確保を重点にしている方針であるところではありますが、依存財源でもあるこの地方交付税についても、市の財源確保と捉えて財政運営を行っていくべきではないか、そのように考えますがいかがでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

地方交付税につきましては、その算定方法により税収が伸びれば地方交付税が減ることになります。しかし、市税等の増収分が丸々減るわけではなく、税収確保や行政改革のインセンティブにより、一定の留保分が独自のサービスに回せるよう算定される仕組みになっております。

地方交付税の交付団体であっても、この留保財源分をより大きくしていく努力を積み重ねていくことが重要であると、こういうように考えております。

**○11番（河合克平君）**

いみじくも、交付税については、税収が伸びれば地方交付税が減るということをおっしゃってみえます。丸々減るのではないよということは、前回の6月の議会のときに4分の1は留保されるのでというお話はありましたが、では、そういったことを考えると、自主財源を確保するというところだけを追求する状況を見ると、今、愛西市自体は地方交付税を、今交付団体ですけれども、交付されておりますが、それを不交付ということで、不交付の団体を目指して愛西市の行政運営を今、行っているところでもあるし、行っていこうとしているんだということではないでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

直ちに不交付団体を目指すことは難しいと、こういうように思いますが、ただ、自主財源の割合を高めていく努力を続けていくことは必要であると、こういうように考えております。

**○11番（河合克平君）**

では、その自主財源の割合を高めていく努力ということについては、いろんなことがあるかと思いますが、どのような努力というものを考えていらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○総務部長（佐藤信男君）

自主財源の割合を高めていく努力につきましては、市税収入の徴収率のさらなる向上、また企業誘致による税源の涵養、また義務的経費、投資的経費の抑制と、こういったものに努めていきたいというふうに考えております。

○11番（河合克平君）

今聞くと、自主財源を確保する状況の中で、市民の存在という発言はなかったかなあと、ちょっと残念だったんですが。

では、自主財源を高めていくには徴収率の向上を行っていく、またそれぞれの義務的経費を抑えていくことによって、総体が減れば、当然自主財源率の確保というのは進んでいくということにはなりますが、先ほども言ったように地方交付税というものが、本来であれば自主財源に含めてもいいのではないかと思われるような位置づけであるということを考えるなら、この不交付団体をすぐには目指せないけれども、目指していくような努力という立場で行政運営をするのではなくて、この地方交付税というものを含めた形で行政運営を行っていくべきではないかと考えます。

なぜ、この地方交付税が財源であるかということについて言いますと、給与ですとか、また今お話にあった義務的経費というものについては、経常経費というふうに言われるんですが、必ず必要な経費ということになります。この必ず必要な経費に対しては地方交付税を財源で充てることができます。そういったことを考えますと、今、市の財政は経常の経費に対して財源がどれだけあるのかという率に対しては、収入に対して約80%ぐらい経費を払っているというのが現状であります、83%。ですので、経費に対して100%の財源であれば、当然そこは100%になって、余力はなく硬直化が進んでいくという状況ではありますが、愛西市の場合は83%は義務的経費に充てる経費ですよと。残り17%については義務的経費以外の経費に充てていける余力ですよということになっています。一般的には90%を超えると、また100%を超えると硬直化をして、財政的には厳しいという状況になってまいります。そういったことでは愛西市は極めて余力も残しているというところでいうと、現状の財政運営については、今の認識としては非常に良好ではないかというふうに考えるんですが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

経常収支比率の関係でございますが、愛西市の27年度の決算ベースでは、先ほどお話がありましたように83.1%、対前年比で0.9ポイントの減となっております。比較的弾力性がある、こういった数字だとは言えるものの、80%を超えているという現状につきましては、決して低いというレベルではありませんが、さらなる経常経費の削減と一般財源の確保に努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○11番（河合克平君）

低いといえるわけではないけれども、高いということでもない、ちょうどいいぐらいの状況かなというところはあるのではないかと。ずうっとこの間、市民が心配をされている、大変な

んでしょう、潰れるんじゃないの、夕張みたいになるんじゃないの、愛西市。それぐらい苦しいんじゃないのというような状況では、まずそうではないなということを今の討論の中で、弾力性がありますよということは、極めて良好ではないにしろ、良好な状況ではないかということを考える次第です。

また、今の地方交付税については、地方交付税の性格上、まずは地方の財源であるということとあわせて、地方交付税が経常経費に充てられる財源であるということが、今、わかりました。その中で、地方交付税が減額されていく、当然、税収が減っていくということが10年後には約束されているということでもありますので、そういったことでは、非常に厳しい状況であるという説明のことは、一端は理解できるところでもあります。

しかしながら、この合併による優遇された地方交付税については、どの合併市においても同じような状況であって、市の財政が窮するという点については、どこの自治体も悲鳴を上げている状況であります。

そういう中で、26年と27年、28年、この3年間の中で差額というのか、優遇されている幅が段々狭くなってきているというのがあるのではないかと。その幅が狭くなってきている状況について伺いをいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

地方交付税の合併算定がえの縮減のお話かと思えますけれども、一本算定と合併算定がえの差額は、平成26年度が18億9,320万7,000円、そして平成27年度が15億9,866万円、平成28年度につきましては、当初算定ベースではありますが12億772万4,000円となっております。なお、普通交付税算定の見直しによる一本算定額の増加に伴い、差額は縮小しております。また、差額につきましては、毎年度増減いたしますので、このまま縮小が続くとは見込んでおりません。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

このまま縮小するのは見込んでいないということですが、どこの自治体も非常に窮している状況もあり、国が進めているところでもありますので、どちらの確率が高いかということは考えられるのではないかと思います。

この合併算定がえについての表を出します。見ていただくと、ブルーのところは段々合併算定額の交付額が上がっていった。減る分が縮小されていっているというのが現状の合併特例債の状況であります。この最初の26年度のタウンミーティング等での説明は、約19億円ということでお話がありましたが、27年度には約16億円になったと。3億円ほど狭まったことによって交付税の算定が多くなったなということを思っていたんですが、28年度においては、よりまた下がりました12億円ぐらいの差になったというのが現状の縮減の状況であります。

この縮減の状況については、私も若干説明はしましたが、この算定がえが、縮減がどういった形で行われてきたのか、なぜ行われているのか、そういう中で、そういうことを行っていけば縮減が緩和されていく、そういう地方自治体の力というのが、国に対する力というのがあるというふうに私自身は感じておりますが、この地方の自治体からいろいろな形で国に対して

要望を出していったんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のことについて、なぜこのような形で3億下がって、また3億下がってというようなことが行われたのか、そのことについてお伺いをいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

合併算定がえ終了後の新たな財政支援措置について、長崎市を初め263市で協議会を構成し、総務省に申し入れを行いました。それに伴いまして、平成26年度算定分より支所に要する経費や消防費など、一本算定の基準財政需要額の算定方法の見直しがあり、一本算定と合併算定がえの差が縮まったと、こういうように分析をしております。

**○11番（河合克平君）**

ここで重要なのは、各自治体からの要望があったと、要請があったということ。また各自治体がそのような要望をするということは、そこに住んでいる市民の方々がそういったことを求めている。つまり、地方自治、日本国憲法の中で保障される国民主権という立場でこの問題を解決していくならば、将来的に減少するだろうということをおもうだけではなく、あわせてあり方についても問いていけられるような状況というのはつくっていけないのではないか、そのように考える次第です。ですので、今こそ、今ある地方交付税等を含めて、地方交付税の収入を財源措置するということも含めて考えながら財政運営を行っていただきたいと思えます。

また、この地方交付税についていろんな計算がありますが、一番計算をする中で地方交付税が増減をする、ふえたり減ったりするということの基準となる値について、一番影響を与えるのが人口というものが、一番影響を与えるところであります。

今、地方創生総合戦略等々を含めて人口増加、また出生率の低下の中での出生率の向上等を含めて国を挙げて取り組んでおり、愛西市も挙げて取り組んでおると思いますが、人口をふやすことによって地方交付税というのが確保されていくということにもつながるものだというふうに考えます。この地方交付税においての人口を増加させる施策を今までやってきていると思えますが、その施策について、また今後も含めて考えていると思えますが、そういった人口を増加させる施策について、お伺いをいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

地方交付税の、先ほどお話がありましたが、人口は非常に大きな重要度を占めるものであると、こういうように理解をしております。

また、人口増加の施策はという御質問でございますが、市といたしましても先般策定されました愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに人口減少対策や定住化を進め、結果として地方交付税制度が有効活用できればと、こういうように考えております。

**○11番（河合克平君）**

人口増加対策をする中で地方交付税を有効活用できるようにということでお話がありましたが、私は逆に、今の地方交付税を有効活用しながら、より一層の人口増加を図っていくような施策というものを主体的に考えていくべきではないかと、そのように考えます。結果として地方交付税がふえるということではなくて、今の地方交付税等を含めた財政力を使って、人口増

加対策を積極的に、特別的にというところであれですけれども、そういった形を推し進めながら人口増加をすべきではないかと、そういうように考える次第であります。

そういったことでは、今、その財源がない、財政的に困難だということの中で、非常に大変だということが言われているところでもありますので、まず愛西市の大変な度合いの中の一つの要素として基金がある。預金ですね、一般的な家庭でいいますと。その基金についてをお伺いをさせていただきます。

この基金については、私自身は税金というのは、基金といっても税金ですので、税金というのはため込むものではなくて、今いる人たち、今生活をしている人たちのために住民サービスをして返していくべきではないかと考えるものであります。そういったことでは、27年度、今回決算が提案されましたけれども、その決算についての内容で基金の状況というのを、ひとつ明らかにしていただければと、よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

基金の中で、財政調整基金とか減債基金、その他の基金等につきましては、それぞれの目的のために条例で定めて財産を積み立てています。南海トラフ地震などの災害時の復旧や地方債の償還等、おのこの基金の目的に対し財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するためのものであります。借入金残高も勘案すると、現状の基金残高が必ずしも過大な規模であるとは考えておりません。

地方交付税の合併算定がえの激減緩和期間終了後の市財政運営にも備え、次世代への負担をふやさないために積み立てるものであります。あわせて、市としましては、自主財源の確保を図り、事業・サービスの検証・見直しによる経費削減、予算規模の適正化に努めていく考えであります。

#### ○11番（河合克平君）

今、必ずしも基金は過大ではないということをおっしゃっていることがありました。また、将来のために預金もしていかないかということをおっしゃってみえました。

ですが、決算についての内容は、今、実は27年度決算で70億円の基金があります。70億円の基金があつて、この70億円を愛西市1人当たりの人口で割ると約10万円という基金があるというのが現状であります。こういう基金がたくさん、僕はたくさんあるのではないかという認識なんです、余り多くはないよと、そんなに多いということではないよということのお話であるとか、将来に残していかないかんですよという話がありました。

この多いか少ないかということについてですけれども、1人当たりでいうと10万円ぐらいだということがあつて、これが多いか少ないかという視点が確かにわかりづらいところでもありますので、例えば近隣の市村ですとか、それから愛知県の平均ですとか、愛知県の各自治体の平均ですとか、そういった平均の中で1人当たり幾らの預金があるのかということについて調べいただいていると思いますが、教えていただけますか。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

近隣の津島市とか弥富市、あま市、稲沢市、蟹江町、飛島村のそういったところの基金はと

というようなことですが、津島市のほうが2万7,100円、弥富市のほうが4万7,900円、あま市のほうが5万2,700円、稲沢市のほうが2万800円、蟹江町のほうが3万3,500円、飛島村のほうが97万1,400円、愛西市のほうが8万7,500円でございます。以上です。

○11番（河合克平君）

聞いてびっくりしたんですが、各自治体の平均の表なんですが、実は津島市の4倍近いのが愛西市の基金であると。3倍ぐらいの基金であるというのが一つびっくりしたのと、愛西市は10万円ということは、このあま市地域の中でも一番多い預金を蓄えているなということがわかれると思います。

では、県ではどのぐらいの状況であって、県では、順位的にはどのぐらいの順位になるかということについて、再度お伺いいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

県下の順位につきましては、まだ27年度のデータがありませんので、平成26年度の普通会計決算数値でお答えさせていただきます。

先ほどの財政調整基金につきましては、平成26年度決算における愛知県内54市町村の住民1人当たりの平均は2万9,600円、愛西市は8万7,500円で、順位は9番目に多いこととなります。以上です。

○11番（河合克平君）

今、いろいろと預金についておっしゃっていただいて、非常に基金については愛知県の中でも9番目、愛知県の平均からいっても、愛知県の平均が2万9,600円、愛知県の平均は津島市と一緒にぐらいですが、その平均からいっても愛西市は非常に基金が多いという状況ではないかと考えます。

基金だけで言っているのは、じゃあ払うほうもあるんじゃないかというお話もありますので、じゃあ起債という借金のほうについて、もう1点お伺いをいたします。

基金は70億あるというのは覚えておいていただきたいんですが、起債、まあ借金について、それについては一体幾らぐらいなのかというのを確認させてください。

○総務部長（佐藤信男君）

市債の残高につきましては、平成27年度の決算では227億4,000万円、住民1人当たりでは34万8,500円でございます。また、県下の順位につきましては、まだ27年度のデータがありませんので26年度の決算数値でお答えしますと、現在の地方債現残高の住民1人当たりの平均は28万4,800円、愛西市では35万4,900円で、順位は8番目に多いこととなります。以上です。

○11番（河合克平君）

市債は9番目ですか、借金は8番目に多いというお話がありました。ただ、本当に起債の内容については約220億円あるんですけれども、この起債の内容は、先ほど来説明してきました地方交付税で措置をされ、特に不交付団体ではない私たち交付団体は、その地方交付税措置された金額については地方交付税交付金として愛西市の財源というふうになるのが一般的通則ではないかと。であるなら、この起債の220億のうち、地方交付税の計算のもととなる地方交付税

で措置される借金の残高は幾らか教えてください。

○総務部長（佐藤信男君）

交付税措置される起債残高はという御質問でございますが、合併特例債で70%、臨時財政対策債で100%の交付税措置率ですので、それぞれの残高に措置率を掛けますと、多く見積もって、約195億円の交付税措置が見込まれます。以上でございます。

○11番（河合克平君）

交付税措置されるのが195億円、先ほど残高が227億円ですから、差し引きすると30億円近くということで、それが市の負担で、直接的な市の財政からの負担になるのでないかと、交付税を除いた財政からの負担になるのかなということを感じるわけです。

私が計算をしてきたのが、ちょっと違うのであれですけど、27年分では、大体、臨時財政対策債が121億円、そして合併特例債で7割で59億円、実質負担というのは46億円だということ計算してきたんですが、それよりも僕が知らない部分での地方交付税で措置される金額がもう少し多いということなんでしょうね。そういったことで言うと、47億円の市の財政的な負担になるよということ。また、約30億円ほどの負担になるよということが今のお話の中でわかりました。

と考えるならば、この70億円の預金、金額としては220億円という、いかにも多いような内容ではありますが、よく中身を見ると、実は実質負担は40億から30億だよと。差し引きすると、今、借金全部含めて返済してもお金が残るじゃないという、債権をなくしてもというような感覚というのは私だけなのかはあれですけども、先ほど来お話があった起債、基金が、預金が大き過ぎない、過大ではないよというようなお話がありましたが、この市債との関係で見ると、基金というのはそれなりに大きいものではないかというふうに認識を私はするんですが、市としてはいかがでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

こういった交付税のあり方ですけども、先を見渡すことは非常に不透明であり、全額交付税措置されるとは考えにくい状況でもあると思われれます。

また、前にもお答えさせていただきましたが、借入金残高も勘案すると、現状の基金残高が必ずしも過大な規模ではないと、こういうようには考えております。

○11番（河合克平君）

交付税措置がされない可能性があるから、過大な借金の残高を考えると、過大だという認識だということですか、確認です。

○総務部長（佐藤信男君）

先ほど答弁させていただいたとおりでございます。以上です。

○11番（河合克平君）

先日、議員の研修会に行ってみまして、これは政府が開催をする議員の説明会に行ってきたんですが、そこで同じような議論がされました。交付税がなくなるようなことがあったらどうなるかと。それは、国がどこでもかしこでも大騒乱が起きて、本当に大変な状況になって

しまうよと。それこそ戦争が起きるような状況でなければ、そんなことはならないんじゃないのと。本当に各自治体が財政確保に努力をしながら、各住民に対して行政のサービスを進めていくための原資として地方交付税というのはなくなることはないですよというような話があったんですけど、そういったことでちょっと認識がずれているのかなと。私の認識と市の当局の認識がずれているのかとは思いますが、今、実際的には交付税が措置をされている、そういう状況の中で、交付税の交付団体であるという状況の中で愛西市は進めている。将来を見ると、それはもらえるかももらえんかわからんから、預金はためていかないかん、そんな話を言ってみたとおもいます。

それで、いろいろな点で一番最初にお話ししましたけれども、保育料が上がるとか学校補助金下がるとか、市民に対する使用料の負担が上がるといようなことをどんどん進めてきている状況でもあります。

しかしながら、途中で話した人口の問題ということを考えるなら、人口を増加させることによって収入もふえるよということもあわせて話もさせていただいた次第です。

そういったことでは、今までやってきたことについて、ほかの自治体がそういった補助とかそういうものをしていないから、愛西市はし過ぎだから削減していく、そういうことではなくて、より一層進めていく中で人口の確保ということを考えていかなければ、今はそういうふうにならないではないかと考える次第であります。

前回のときの6月の議会でお話しましたが、学校教育費が5年間で4,200万円削減をされ、保育料の値上げが5年間で7,000万円値上げをされ、負担が増加をする。第3子の祝い金については、2,600万円の削減に5年間となる。ずうっとこの間要望している医療費の無料化、中学校まで1年6,000万だとするなら5年間で3億円の支出の削減になるというような市政を行っていくのではなくて、今ある交付税を財源としながら、今の愛西市の起債と基金とのバランスということも考慮をしながら、今のこの愛西市の財政力を市民サービスの向上に充てていく、また市の運営に生かしていく、そういうことを今こそ考えていかなければならないのではないかと。

先ほどお話をしましたが、交付税が7億円ほど実際にもらえる、もらえない金額が下がったということもお話をしました。そういったことの中で、27年度の決算によると、27年度の決算は単年度収支で約11億円の黒字というのが27年度の決算の報告の内容でもあります。今、12億円は違うよということ、12億円はそれだけの交付税が下がるから大変だよということのお話がありましたが、昨年度でいうと、単年度11億円の黒字なんですね。そういったことでは、愛西市の財政状況というのは言うほどの苦しい状況じゃないんじゃないか、良好な状況ではないか、ただそれに甘んじるということではないですけども、良好な状況ではないかと考える次第であります。

そういった中で、この決算が出る前のことしの3月に28年度の予算編成というのがありました。この28年度の予算編成においては、平成27年度で214億円の歳出を190億円代にまで削減をする。そのために予算をそれぞれ抑制してほしいという大号令が出たのではないかと、これは

ホームページを見ると、そんな予算方針が載っていますので、そういうことがされたんだなどという事は後からわかったわけなんです。

そういうことでいうと、現状で27年度でもどうなんだという中で、28年度ではさらに抑制をしたという状況を今、愛西市は行ったわけです。この27年度について、どのぐらいの抑制を行ったのか。特に義務的経費の問題でいいですが、教えていただけますでしょうか。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

27年度の当初予算額のほうは213億1,200万円、28年度の予算額のほうは199億4,800万円、差額は減額の13億6,400万円でございます。そういった中の内訳でございますが、人件費のほうが減額で1,400万円、単独の補償費のほうが減額で3,800万円、あと扶助費のほうが減額で1億2,200万円、あとほかに減額の大きな要因といたしましては、統合庁舎の関連経費が9億5,800万円、これが一番大きな原因となっております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

今、お話があったとおり、削減をしながら、抑制をしながらしているというところであります。そういう中で、今後の財政運営について、また先日の新聞報道では、また日永市長が市長として立候補するというお話もありました。そういったことでは、それもそういった表明が新聞で報道されたということは非常にびっくりしたんですが、そういったことも含めて、今後の私が今話してきたことも含めて、市の財政運営について、市長として見解をお伺いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

主に、財政状況が苦しいという状況をどう考えているかというような視点だと思いますけれども、当然我々愛西市につきましては、2町2村が合併をしたということで、この理由につきましては地方分権の推進や将来にそれぞれの自治体が財政的にも厳しさが増すということが予想されたことが理由であるというふうに考えております。そして、現在もそうなんですけれども、合併によるメリットであります合併特例を有効に活用しながら市政運営を進めさせていただいております。

そのメリットの一つでございますけれども、先ほど来お話がございます合併特例である交付税の合併算定がえですね、これが大きなもので、現在もこの市政運営につきまして大きく寄与しているということは議員もご承知のとおり、地方交付税のお話がありましたけれども、これも現在の市政運営に大きく寄与しておりまして、財源確保の一つのものだというふうに我々も認識をして、それを有効的に使用させていただいているというふうに思っております。

また、議員が述べられております国が負担すべき交付税措置をされる臨時財政対策債などの起債につきましても、本来であれば起債という形ではなく、国の責任において交付税に組み込んでいただいて、満額を地方交付税として現金で交付していただきたいというふうに我々は考えておりまして、これらの措置の状況を考えますと、今後の交付税の交付状況も、大変国も厳しいのではないかとこのように我々は予想しておりますので、やはりこのような状況をしっかりと加味いたしまして、我々としてもできる限りの住民サービス、事業等をしたいという思い

で進めておりますので、御理解・御協力をいただきたいというふうに思っております。

言いたいことはありますが、時間の都合で、ここで答弁とさせていただきます。

○11番（河合克平君）

言いたいことはまた後日ということでお願ひします。

あと、今まさにおっしゃっていただいた合併するときは、立田といろいろと財政が今後厳しくなるからということで合併されたということがあります。特に、そのときに立田の人たちからすると、たくさん預金があったのに合併して、今はあれも削られ、これも削られ、それも削られ、本当に立田が住みにくくなったなというような状況が聞こえてくることもあります。無料だったのが有料になったとかいうことがあります。

本当に愛西市も将来にわたって預金をしていくということですが、そんなふうにならないように、今まさにあるものについて、ある人たちに、住んでいる人たちに対する住民サービスの向上というものをまさに考えていくときであると。また考えていけられるような状況になったのではないかというふうに私は考える次第です。よろしくお願ひいたします。

以上です。終わります。

○議長（大島一郎君）

11番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。11時10分から再開したいと思います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして再開をします。

次に、質問順位2番の9番・加藤敏彦議員の質問を許します。

9番・加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきます。

きょうは3項目について質問いたします。

1項目めは、期日前投票所についてです。それから2項目めは、佐織庁舎の跡地の利用についてです。3項目めは、市民の戦争体験の保存についてです。順次お尋ねをいたしますので、市当局の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

まず第1項目めの期日前投票所についてであります。現在、愛西市の期日前投票所は市役所の1カ所となっております。愛西市は旧4町村の佐屋町、立田村、八開村、佐織町の4町村が対等合併で誕生したまちであります。この対等合併の精神に立って行政サービスも行わなければなりません。選挙においても、国では1票の重さが問われ、そして選挙制度や定数が問われております。愛西市においても、期日前投票所のあり方が選挙の平等の問題を持っていると思います。7月に参議院選挙が行われましたが、旧4地区の期日前投票の投票率はどうかお尋ねをいたします。あとよろしくお願ひします。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、28年7月の参議院議員選挙の期日前投票者数でございますが、佐屋地区のほうで3,834人、立田地区のほうで676人、八開地区のほうで293人、佐織地区が1,551人となっております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

済みません。今、私は期日前投票の地区ごとの投票率ということでお尋ねをいたします。なぜ投票率かと言うと、それで比較ができるからということでもあります。よろしくお願ひします。

○総務部長（佐藤信男君）

失礼をいたしました。

投票率のほうでございますが、佐屋地区のほうは15.63%、立田地区のほうは10.45%、八開地区のほうは7.52%、佐織地区のほうは8.21%でございます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

投票率についてお尋ねをいたしました。またさらに続けて、今回の参議院選挙は、1つには、18歳から有権者となる初めての選挙でありました。そして期日前投票所においても、大学で投票ができる、駅でも投票ができる、そして他の自治体でも投票ができるなど、これまで以上に投票の機会が拡大されましたが、どのような状況であったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

今回の参議院選挙において、期日前投票所が市役所等以外となっている愛知県内の設置状況でございますが、大学が6カ所、駅が1カ所、スーパーが1カ所というようになっております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

今回、期日前投票所がこれまで以上に拡大されたのは、公職選挙法が変わったためでしょうか。変わったとすれば何が変わったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

今回の改正ですけど、2つの主な改正点がございまして、1つ目は、期日前投票時間の拡大ができることとなり、2時間以内の範囲内において開く時間を繰り上げ、閉じる時間を繰り下げることができるようになったことです。

2つ目は、人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他の選挙人の投票の便宜のため、必要な措置を講ずるものとする一文が加えられたとのこと。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

今回、公職選挙法の改正で期日前投票所がふえたわけですが、部長が答弁されました中で、2つ目の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、選挙人の便宜のため必要な措置を講ずるものとする部分は愛西市に該当していくと思っておりますが、来年は市長選挙があります。市長の出馬についても新聞報道がされました。そして再来年は市議会の選挙があります。私は、現在1カ所

の期日前投票所の拡大をするべきだと考えますが、市の考えはどうでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

過去、平成27年の3月議会でも答弁をさせていただきましたが、選挙管理委員会が期日前投票所の統合を行ったのは、住民からの意見として、投票に来る人が少ないのに4カ所もあるのは無駄、また合併前の体制をいつまでも続けるのか、こういった市民の方々から数多くの厳しい意見が寄せられました。

こういったことを契機として、愛西市としてどうあるべきかを投票区割りを含めて投票所の設備、面積を考慮するとともに、県内他市の状況を調査しまして、選挙管理委員会で慎重に協議した結果、期日前投票所は4カ所から1カ所、当日投票所は24カ所から17カ所に決定したものであります。

住民の意識が年々変わっていくのも承知はしておりますので、選挙管理委員会として、現状にあくまで固執するものではありませんが、選挙において公正を期するため、法令にのっとり適切に事務処理を行わなければなりません。投票管理者や立会人になっていただく方の確保、職員の体制、管理執行上の問題点等、クリアしなくてはならない事項が数多くあります。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

今回の参議院選挙の地区別の期日前投票率が報告されましたけれども、佐屋地区の投票率が15.6%、これは八開地区の投票率7.52%の2.07倍、佐織地区の投票率が8.21%、佐屋地区はこれに対して1.9倍と大きな開きがありますが、このような傾向は、これまでの状況であったでしょうか。確認をしたいと思います。

**○総務部長（佐藤信男君）**

過去、平成26年12月の衆議院選挙では、佐屋地区は13.08%、立田地区が7.07%、八開地区が5.25%、佐織地区が5.78%、また平成27年2月の愛知県知事選挙では、佐屋地区が7.41%、立田地区が4.79%、八開地区が2.67%、佐織地区が2.75%、こんなような状況でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

選挙管理委員会ですが、事務局をされておりますので、選挙管理委員会として、投票率に2倍近い開きがあることについてどのように受けとめているか。また、投票所のあり方に問題があると思いますが、どう考えているか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（佐藤信男君）**

投票率に関しましては、期日前投票だけを見るのではなくて、やっぱり全体として見えるべきと考えております。今回の参議院議員通常選挙では、佐屋地区が56.91%、立田地区が57.52%、八開地区が52.73%、佐織地区が56.08%となっており、大きな開きがあるわけではございません。また、投票に関しては、当日投票が原則であり、期日前投票は当日に都合の悪い方などのためにある制度ですので、投票所のあり方については問題がないと、こういうように考えております。

**○9番（加藤敏彦君）**

じゃあ重ねてお尋ねをいたしますけれども、期日前投票所といいますと、告示のまた公示の翌日から投票日前日まで、朝7時から夜8時まで役所で行うというイメージがありますが、例えば土曜・日曜日だけとか、スーパーで行うとか、投票者が多いところで自由に行うことができるようになったのでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

法律的には、期日前投票所の設置は可能ですが、現実問題として、人的確保等、課題となる問題が非常に多くありますので、慎重に判断すべきだと、こういうように考えております。

○9番（加藤敏彦君）

次に、期日前投票所の費用は幾らかかったのか。そして1日だけ期日前投票所を設けると幾らかかるのかについてお尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

投票管理者や投票立会人にかかる経費以外は選挙全体としてかかる経費であり、1日投票所を設けるだけでも設備費用等が発生しますので、一概に幾らかかると、こういったような説明はすることができませんので、よろしくお願いします。

○9番（加藤敏彦君）

費用の面、財政の面で、期日前投票所を設けると交付税措置など、こういう国・県などの補助があるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

選挙等の関係は直接費用を受けておりますので、交付税措置などはございません。

○9番（加藤敏彦君）

期日前投票所についてはこの程度にいたしまして、あと選挙に関連してお尋ねをいたします。

選挙になりますと公営掲示板に候補者のポスターを張るわけですが、今回、佐織保育園の掲示板が、ポスターを張る人にとっても、見る人にとっても危険な場所にあると思いました。危険な場所の掲示板はもっと安全な場所に変更してほしいと考えますが、どうでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

ポスターの掲示場につきましては、法令に定められた数をなるべく目立つ場所に地権者、管理者等の了解を得て設置をしています。佐織保育園のポスター掲示場が県道の危険な場所にあるということですが、適正な場所があるかどうか、現地を確認していきたいと、こういうように考えております。

○9番（加藤敏彦君）

佐織保育園の公営掲示板については現地を確認したいということですが、これは以前にも一般質問で取り上げてまいりました。ですから、この間、どのような判断や対応をされたのか、再度お尋ねをいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

今回、変更することも想定はしておりましたが、直前まで衆議院議員総選挙と参議院の通常選挙の同日選挙も予想され、2つの選挙制度の掲示場所の確保や時間的問題等もあり、掲示場

所の選定や適切な場所の判断に調整ができなかった部分もあり、現行の場所での設置となりました。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

危険な場所という確認はされ、検討もされていたと確認をいたしましたので、次の選挙までにはきちっとそういうことを解消していただきたいと思います。

あと、選挙に関しましてですけれども、期日前投票所について、比例代表の個人名がとても小さくわからなかった。また、投票所の仕切りでつまずいたなどの声が寄せられておりますが、改善をしていただきたいと思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

まず比例代表の個人名の候補者の表示が小さいというお話でございますが、公職選挙法第175条では、氏名等の掲示については、投票所内の投票の記載をする場所、並びに投票所内のその他適当な場所に掲示をすることとなっております。参議院の比例代表については、候補者数の多さから記載台に掲示する際にはどうしても小さくなってしまいます。その現場では老眼鏡等も設置させていただいておりますので、お忘れになった場合は、御利用していただくようお願いをいたします。

なお、投票所内には拡大したものが掲示してありますので、わかりやすい場所となるように配慮したいと、こういうように考えております。

また、投票所の仕切りでつまずくといった事例でございますが、投票所内の設置につきましては、できる限り安全に配慮した設営を心がけておりますが、今回つまずかれた当事者の方には、大変御迷惑をおかけいたしました。設営資材につきましては、選挙専用資材に加え、保有する用具を有効活用するため、やむを得ず代用品を活用している場合もあります。設営内容等につきましては、いま一度注意して安全性に配慮する心がけが必要かと、こういうように考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

比例代表の個人名については、投票所内でも拡大の表示があるということですが、投票の記入場所でわかるようなことはできないでしょうか、再度お尋ねいたします。

○総務部長（佐藤信男君）

投票所記載場所の掲示スペースというものの自体が限られていますので、現状ではちょっと不可能かなと、こういうように考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

1項目めとして、期日前投票所の問題を取り上げました。投票率で2倍近い差が出ている問題については、ぜひ解消していただきたいと思います。公職選挙法の改正を生かして、限定ではあっても4地区で期日前投票ができるように検討を求めていきたいと思っております。

次に、佐織庁舎の跡地利用について質問をいたします。

現在、佐織庁舎は総合支所にするための整備工事が行われ、そのために駐車場の西側が仮設工事のため使用できなくなっております。そのことにより、佐織公民館のホールでの行事等が

あると車がとめられなくて困っているという声が寄せられております。市として、このような声をどのように受けとめられるでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

通常の公民館の貸し館状況では支障を来してはおりませんが、大きなイベント等の際には利用者もふえまして、利用者の方々初め、市民の皆様方には御不便をおかけしておりますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○9番（加藤敏彦君）

公民館のイベント等があると不便をかけているということではありますが、佐織公民館の駐車場の確保について、市としてどのように考えておられるでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

佐織公民館の駐車場の確保につきましては、職員の駐車スペースを利用に供したり、利用者に同乗の促進をお願いしたりして、少しでもこの不足問題解決に対応を試し、見ております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

佐織公民館の駐車場の確保につきましては、総合支所のときには、職員のための駐車場ということで佐織公民館東側に駐車場を借りておりました。庁舎の工事が終わるまで、引き続き駐車場を借りれば問題が緩和されるのではないのでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

佐織公民館の東側駐車場につきましては、平成28年3月末をもって借地契約期間が満了いたしておりますので、再契約の予定は、現在のところございません。

○9番（加藤敏彦君）

佐織公民館の駐車場ですが、現在、何台分あるのでしょうか。公民館のホールでの行事がある場合、公民館として最大で何台駐車場が必要だと考えておられるのでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

佐織公民館の駐車場区画数でございますが、37区画あります。そのうち思いやり駐車場でございますけれども、2区画ございます。最大で何台必要かということでございますけれども、佐織支所の駐車場区画を活用しながら、これからも運営していきたいと、そのように考えております。

○9番（加藤敏彦君）

佐織公民館につきましては、ホールもありますので、今37区画、37台分ということですが、とてもそれだけでは足りないということですし、佐織支所の駐車場を借りるということですが、公民館として行事がある場合を想定して、何台駐車場が必要だという想定は必要だと思いますが、その台数の答弁がありませんでしたので、再度お尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

台数の関係でございますけれども、その催し物によりまして台数が違いますので、一概に何台必要かということは、ここでは申し上げることはできません。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

台数の問題ですが、私は最大で何台必要かということで、一番大きな行事があった場合に、どのぐらい駐車場の確保が必要かというふうに想定されておるのかという点でお尋ねをしましたので、答弁できましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

一番大きなイベントといいますと、文化祭等が該当すると思いますけれども、その文化祭等でいつも駐車場が満車になりますので、恐らく200台から300台は必要ではないかというふうに考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから200台から300台ではないかということですが、今、公民館として確保している台数は37台分ということですので、やはり駐車場問題をきちっと考えていかなければいけないと思います。

先ほど佐織公民館東側の駐車場については、借地契約が終わったので返したということですが、佐織庁舎の工事が終わるまで借用すべきではなかったかと思いますが、市としてどう判断されたのでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

佐織公民館の東側の駐車場につきましては、佐織庁舎の職員用として借地契約をしておりましたが、現在の職員数であれば、支所の北側の職員駐車場、この区画数をもって充足しているというふうに判断しておりますので、契約を更新いたしませんでした。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

現在、佐織公民館東側の駐車場については、その後の活用されている状況はありません。地主さんの協力が得られれば、佐織庁舎の工事が終わるまで借りるべきだと考えますが、どうでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

地主さんの協力が得られればということでございますけれども、借地料の関係もございますので、再契約の予定はございません。

○9番（加藤敏彦君）

佐織公民館につきましては、今後11月には文化祭、また来年1月には成人式と市の行事が予定されておりますが、このようなイベントのときには、市としてどのような対応をされていくのでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

11月5日、6日に開催を予定しております文化祭期間中につきましては、巡回バスを平常時刻表どおり臨時運行をさせていただきます。そして駐車場につきましては、佐織中学校運動場やあいち海部農協の佐織支店の協力を得まして開催予定でございます。

また、成人式につきましては、近隣の佐織体育館、そして佐織総合福祉センター駐車場の借用をお願いする予定でございます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

佐織公民館の駐車場の問題ですけれども、もともと駐車場の台数が少なかったけれども、佐織庁舎の駐車場があったため、共用して使ってきたため、これまでは問題になりませんでした。しかし、総合支所が廃止され支所となり駐車場についても見直しがされた結果、佐織公民館の駐車場の台数が少ないことが明らかになっております。

市は、佐織支所の駐車場の区画を活用しながら運営していくという答弁であります。公民館の場合は、教育委員会の立場から、佐織支所の駐車場について公民館の駐車場として使用するという事は明確なんでしょうか、確認をしたいと思っております。

○教育部長（石黒貞明君）

佐織支所の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

じゃあ次に、佐織庁舎の跡地利用について質問いたします。

解体される佐織庁舎の跡地の利用計画は、市としてあるのでしょうか。周辺住民の方々からは、公園をつかってほしいという要望が強く出されておりますが、市の考えはどうでしょうか。

さらに熊本地震では、余震が続いて建物の中で生活することが不安なため、屋外で車やテントで生活される方がたくさん見えました。そういう点から、仮設のトイレや水道、かまどの設置ができる防災機能のある公園として整備してほしいと考えますが、市の見解を伺います。

○総務部長（佐藤信男君）

佐織庁舎の工事終了後は、跡地を舗装いたしまして、駐車場スペースの利用と考慮、現時点では、具体的な跡地の利用は決まっておられません。この場所は市の行事、佐織公民館、佐織保育園、佐織中学校などでのイベント等が開催される際の駐車場として使用されている現状もございます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

市として、今、計画がないのか、駐車場としてそのままいくのか、その点をひとつお尋ねをするとともに、公園の整備につきましては、佐織庁舎の周辺は、佐織公民館の南や佐織台や根高台など、団地もふえて大きな公園をつかってほしいという要望がありますが、こういう市民の声はどう受けとめておられるのでしょうか。

○総務部長（佐藤信男君）

佐織庁舎の土地なんですけれども、現時点において、どういった土地利用をするかということでは決まっておられません。その間等は決まっておられません。駐車場として使えるうちは使っていきたいと、このような考えでございます。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

続きまして、大きな公園ということでございますが、現在、市内の公園は、児童公園、その他公園、農村公園、都市公園の4種類の公園があります。都市公園として整備するには、公園の規模は2万平米を標準としていることから、現在のところ計画は持っておりません。

なお、愛西市内には国営木曾三川公園もありますし、また近隣市にも大きな公園があります

ので、そちらの公園を御利用いただければと考えております。

○市民協働部長（猪飼 明君）

佐織庁舎の跡地で防災機能のある避難施設といいますか、どう考えているかということでございますけれども、駐車場という、今、総務部長の答弁もありましたが、そういった状況であれば、災害時にその場所をオープンスペースとして、緊急避難場所としての利用はできるかと考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

当面駐車場として整備する、災害時にオープンスペースとしての利用が可能だということですが、防災機能ですね。先ほど仮設のトイレが利用できるとか、水道があるとか、炊き出しができるとか、そういうオープンスペースにおける防災機能についてはどう考えていかれるでしょうか、お尋ねをいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

総合敷地内に佐織庁舎がございます。駐車場は仮設トイレとか、かまどをつけたり、テントを建てたりというスペースには使えると思いますけれども、水道等につきましては、佐織支所のほうから引けばいいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○9番（加藤敏彦君）

じゃあ続きまして、藤浪駅周辺の整備についてお尋ねをいたします。

藤浪駅との関係では、清林館高校の移転があります。先月、中日新聞で2018年度から持中町に移転する。最寄りの駅は藤浪駅で徒歩8分ほど、約1,300人の生徒が通う私立の共学校との報道がされましたが、清林館高校が開校いたしますと、藤浪駅の利用状況はどうなるのでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

清林館高校の事業計画によりますと、全生徒1,200名のうち、津島市や愛西市以外から通学する生徒が7割を占めているということでございます。人数にしますと840名が電車通学になると推測されます。

最寄り駅は藤浪駅のため、ほとんどの生徒が藤浪駅を利用する場合、1日平均乗降客が4,500人ほどになると考えております。

○9番（加藤敏彦君）

清林館高校の移転で、藤浪駅の利用者数が1日平均乗客数が約4,500人ほどになるとの答弁でありましたが、市内には幾つもの駅がありますが、乗降客数でいきますと何番目になるのでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

藤浪駅の以外の市内にあります6つの駅の乗降客数を平成26年度の実績で見ますと、藤浪駅が4,500人となれば、市内で一番利用者数が多い駅となります。

○9番（加藤敏彦君）

今後は藤浪駅が一番利用される駅ということの答弁がありましたので、認識がまた新たにな

ると思います。

清林館高校の開校につきまして、市として、道路や歩道の整備、安全対策の計画はあるでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

藤浪駅から清林館高校までの歩道ですが、市としては、歩道整備の計画はありません。歩道のないハローワーク交差点から清林館高校までの箇所につきましては、津島市も含め、清林館高校で歩道設置することになっております。

**○9番（加藤敏彦君）**

清林館高校が歩道の整備をするということですが、どのような歩道を整備するのか、距離、幅、位置、その内容についてお尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

ハローワーク交差点から清林館高校までの約120メートルの区間は、道路の南側に2.5メートルの歩道を整備する計画であります。また、清林館高校の周辺につきましては、北側、東側、南側につきましては、5メートルから7.5メートルの歩道を設置し、西側につきましては、4メートルの自転車、歩行者道の整備を計画しております。

**○9番（加藤敏彦君）**

藤浪駅周辺の整備で藤浪郵便局がありますが、その東の県道の歩道の整備はどうなっているでしょうか、お尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

県道津島・稲沢線の歩道設置の件ですが、藤浪郵便局東の交差点から100円ショップまでの区間で事業化に向けて愛知県と調整中でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

用地買収の対象者、建物補償の件数など、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず用地買収の対象は14筆で13名でございます。また、建物の支障につきましては、測量を行っていないため、正確な数字は把握できておりませんので、よろしくお尋ねをいたします。

**○9番（加藤敏彦君）**

藤浪郵便局東の歩道の整備についてですが、これまで動きがありませんでしたが、整備に向けて動き始めたのはなぜでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

歩道設置に当たっては、県と調整をしたからであります。現在、地元の合意形成を図っている状況であります。

**○9番（加藤敏彦君）**

先ほど取り上げました清林館高校の移転のことなども背景にあるような気がいたしますが、この歩道の整備ですけれども、今後の年度計画ですね。今年度、来年度、どのように進められるのか、お尋ねをいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

現時点では、地元調整の段階ですので、今後の計画については未定となっております。よろしくお願ひします。

○9番（加藤敏彦君）

藤浪駅周辺整備の関連で、佐織庁舎から藤浪駅への市道に歩道の整備をしてほしいという声がありますが、実現の見通しはどうでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

都市計画道路佐織・津島線は、佐織庁舎南西交差点から主要地方道あま愛西線、交差点北側までの区間、約300メートルが未整備の部分であります。道路両側に4メートルの歩道が設置される計画で都市計画決定がされております。

この都市計画道路は、先行して整備する場合、海部土地改良区のパイプライン化に伴う工事補償を伴うことにより事業費が大きくなります。そのため関係土地改良区と当該地区の事業調整を図りながら調整していくことが望ましいと考えております。

○9番（加藤敏彦君）

パイプラインを整備していくということですが、その時期はいつになるのでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

海部土地改良区用水路をパイプライン化する工事計画では、西側から進めており、現時点では、早くても平成31年以降になると考えられます。

○9番（加藤敏彦君）

平成31年度ですから、早くても3年先ということですが、現在、海部土地改良の用水の東側では住宅開発が進んで、用水と住宅の間の道路がありますが、暫定的にそこを整備して、歩道として利用できるようにならないのでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

都市計画道路の未整備部分には、海部土地改良区用水路の東沿いに海部土地改良区の管理堤塘と帯状に民有地があります。合わせて幅としては二、三メートルの用地となろうかと思ひます。歩道として安全に通行できるようにするには、舗装工事と転落防止のフェンス設置工事など多額の費用となると思ひれます。都市計画道路の事業区域内であるため、事業計画である区域内で暫定整備を行うことまでは考えておりませんので、よろしくお願ひをいたします。

○9番（加藤敏彦君）

2項目めとして佐織庁舎の土地について質問いたしましたが、将来の計画としては、まだ白紙だということですので、住民の皆さんの声を聞いていただき、計画を立てて進めていただきたいと思います。

次に、3項目めの市民の戦争体験の記録の保存について質問いたします。

ことは8月10日に第5回愛西市平和祈念式が行われました。式典では、昨年の広島派遣事業での広島市の平和記念式に参加した永和中学校と立田中学校の卒業生4人が感想を発表されました。講演では「平和を願って」と題して、市内の大宮久子さんが太平洋戦争の体験を話さ

れました。大宮さんは椋山女学生として勤労働員についたときの経験や学生大会の様子や、自分が岐阜県へ疎開した後の名古屋空襲で多くの同級生を失ったことを話されました。

毎年、空襲があった日に亡くなった同級生をしのび同窓会が開かれていても、その場にいなかった自分には、誰も当時の様子を話してくれなかった。戦後50年を迎え、空襲の体験をまとめる中で、生き残った友人たちから、自分の命を犠牲にしても生徒を助けようとした先生のことや、潰れた工場から何とか脱出できた友人が、仲間を助けられなかった苦悩、工場の下敷きになっても生きていた同級生が、火事の中、亡くなる様子を話されました。そして最後に自分の講演は最後になるが、二度と戦争を起こしてはならないと話されました。この講演で特に印象に残ったのは、自分の講演は最後になるという言葉でした。

戦後71年たち、戦争体験した方がだんだん少なくなり、聞く機会も減っていくわけですが、みずから体験を語られる方でも、これが最後だといって話される。もっと若い世代に戦争体験のこと、平和の大切さについて伝え、伝承していかなくてはいけない現状ではありますが、年々難しくなっております。

市民の戦争体験の保存について、愛西市の現状についてお尋ねをいたしますが、まずその1項目として、非核平和広島派遣事業についてお尋ねをいたします。

愛西市が毎年行っている非核平和広島派遣事業について、参加者の感想文、保存や公開はどのようなのでしょうか。また、ことしの折り鶴の数はどうだったのでしょうか。募集期間について繰り上げをしてほしいと考えておりますが、それは原水爆禁止愛西市地区協議会の方が毎年児童館に折り鶴のお願いで訪問しておりますが、そこで児童館の方から、子供たちに鶴の折り方を教えて、鶴を折るのにもう少し時間が欲しいという声がありました。ぜひ募集の期間をもう少し繰り上げていただきたいと考えますが、対応できないでしょうか。お願いいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず初めに、非核平和広島派遣事業の参加者の感想文の保存・公開についてでございますが、非核平和広島派遣事業に参加した生徒の感想文につきましては、毎年度冊子にした上で中央図書館の郷土資料コーナーに蔵書しまして公開をしております。また、各中学校におきましては、参加した生徒による発表を実施していただいております。

次に、折り鶴の数と募集期間の繰り上げをということでございますが、平和記念公園内の原爆の子の像にささげる折り鶴を7月1日から7月15日までの間、市内9カ所で平和コーナー・折り鶴コーナーを設置し募集しましたところ、本年度におきましては、昨年度よりも多い9万6,000羽が寄せられました。折り鶴の募集につきましては、実施内容、実施時期ともに広く認知をされ、多くの方に御協力をいただいたものだと思っております。

一方で、千羽鶴になっていないばらでいただいた折り鶴に糸通しの時間が必要になってまいります。そういった時間を確保するという観点からも、募集期間の前倒しについては、実施に向けて考えていきたいと思っております。

#### ○9番（加藤敏彦君）

募集期間の前倒しについては、前向きな御答弁をいただきました。

非核平和広島派遣事業の参加者の感想文、市のホームページには公開されているでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

毎年度更新を行いまして、ホームページ上には、直近の感想文を公開させていただいております。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

ことしの折り鶴の数が9万6,000羽と聞いて大変驚きました。去年は5万3,000羽でしたので1.8倍であります。なぜこのようにふえたのでしょうか。また、市内8カ所の平和コーナーごとの数はどうであったのか、お尋ねをいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

折り鶴の募集につきましては、先ほども申し上げましたが、広く認知をされてきたというふうに考えておりますが、今年度は特に市内にありますが高齢者の介護施設から4万羽を超える折り鶴が寄せられました。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

次に、平和祈念式事業についてお尋ねいたしますが、毎年平和の講演が行われますが、この公園について記録、保存はされているのでしょうか。また、市民の戦争体験の記録の保存については、取り組みはあるのでしょうか。

私は毎年愛西市が行っております平和作品展、ここで市民の戦争体験の作文や絵を募集して、市として保存し、若い世代に残していく取り組みをしたらどうかと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

平和祈念式の平和講演につきましては、平成24年度より実施をしております。平和講演につきましては、愛西市の遺族会の御紹介をいただきまして、その講師の方に行っていただいております。あと、平和講演の保存につきましては、今年度は行っておりません。

**○9番（加藤敏彦君）**

平和祈念式の講演をもっと若い人たちに聞いてほしいという声がありますが、市の対応はどうなっているのでしょうか。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

平和祈念式につきましては、市の広報誌ですとか、ホームページで広く周知をさせていただいております。また、今後におきましては、非核平和広島派遣事業の派遣団員に選出された中学生にも案内をさせていただくことも可能であるかなというふうに考えております。以上でございます。

**○9番（加藤敏彦君）**

部長の答弁で市民の戦争体験の記録保存については、愛西市遺族会などと協議して判断してまいりたいということですが、この保存するとなった場合にどのような内容になるのか、市民の利用はできるのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

保存につきましては、著作権法により取り扱いに注意をしなければならない部分がございます。仮に保存をすれば、それは映像であるのか、音声であるのか、また貸し出しについても含めて検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

戦争体験、平和の大切さの継承が今課題となっていると思いますが、市長として、この問題についてどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○市長（日永貴章君）

戦争の悲惨さを次世代に伝えていって、あのようなことが二度と起こらないような社会をつくっていくということは誰しもが願うことではございますが、市といたしましても、若い世代に対しまして、そういったことを伝えることを今後も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

市長からはこういう戦争体験のことを伝えていきたいという前向きな答弁がありますが、先ほど愛西市が毎年行っている平和祈念式、この作品展の場を利用して戦争体験の作文の募集とか、絵の募集とか、若い人たちのために残していく、そういうことはできないのか、再度お尋ねをいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

現在のところは考えておりません。

○9番（加藤敏彦君）

ぜひ考えていただきたいということを強く要望したいと思います。

市民の戦争体験の記録と保存につきましては、この8月はこういう問題について多くの報道がありました。

ことしは中日新聞尾張版で「戦争があった」という連載があり、その中で長久手市が記念誌を発行すると。「体験 正確に伝えたい」という記事がありました。その記事では、事実を正確に伝えていくことが平和につながると語り部の鈴木敏枝さん、81歳の言葉が紹介し、高齢化で戦争を知り、語れる市内の体験者が減る一方、この長久手市の記念誌はその危機感から市が作成を決めたとありました。愛西市としても、ぜひ市民の戦争体験の記録と保存について検討することを強く求めて、一般質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

9番議員の質問が終わりました。

では、ここで暫時昼休憩とさせていただきます。再開を1時半から再開をさせていただきます。よろしくお祈いします。

午後0時05分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

じゃあ休憩を解きまして再開をします。

次に、質問順位 3 番の 8 番・大野則男議員の質問を許可します。

大野則男議員。

### ○ 8 番（大野則男君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

初めに、近々で地域で感じたことを少しお話をさせていただきますが、地域おこし、町おこしでの事業を私の近い地域で行われました。これが若い世代が中心となり 1 日行われましたが、大井町の総代さんを初め、役員の方々にも賛同いただいて、大勢の方々が楽しんでおられました。

若い力はエネルギーだなと感じるところもありますが、そこで代表の方が言うておられました。ここに至るまでに何か変な力が入り、開催までこぎつけるのが大変だったと、こうも言うておられました。これから若い力、これを大事に見守っていけるところがあると思っておりますので、見守っていきたいと思っております。

それでは、一般質問に入ります。

まず 1 つ目です。

公の事業を数々やってこられておりますが、決定までのプロセスと内部でのチェック機能です。

私どもはいろいろな事業に対して、議論もなく賛成してまいりましたが、しかし、議会人としてある党の方々には反対が多く、多くは賛成が多いため、賛成多数で決まっておりますが、1 つ例を挙げさせていただくのであれば、与党・野党という言い方でいいですと、与党の中でも長の職についておられた方々さえも、斎場も本庁舎も反対をされた方がおられる中、本日に至るわけですが、議会でもなく、事務方で優先順位を含め、プロセス、チェックを今までと現在の違いをお尋ねしたいと思っております。そしてこれらが部署以外の方々ともに情報が共有をされているのか、お尋ねをしたいと思っております。私は決定前の議論が一番大切であると思っておりますが、いかがでしょうか。

そして次に、第 2 次総合計画です。

これからの 8 年間の方向を市民の皆さんにお示しをするものであります。作成に当たっての進め方、スケジュールと 1 次と 2 次の計画の違いをお尋ねしたいと思っております。

最後に、今までの質問に対する進捗です。数々質問をさせていただきながら、いろんな提案もさせていただいておりますので、その進捗もお尋ねをしたいと思っております。

まずはコミュニティーの地域間の温度差はについて質問させていただきました。その指導と進捗をお尋ねしたいと思っております。

そして次に、いろいろな角度での愛西版の特区です。教育だったり、防災・防犯も話をしました。優先順位を定め、まちづくりを進めるべきと思っておりますが、いかがでしょうか。駅前整備もしかりでございます。佐屋、永和、特に佐屋駅については、そんなに時間はあるわけではない。安全、これを優先課題としてお話をしましたので、進捗をお尋ねしたいと思っております。

以上、壇上にての質問を終わりとし、再質問で精査をしていきたいと思っております。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

まず私から、事務事業における部署以外での共有はできているかというお尋ねでございました。

例えば道路工事等を施工する場合には、土木課を初め、関係課で構成をいたします事業連絡調整会議を定例的に開催いたしまして、事業が円滑に実施できるよう連携を図っております。

また次に、決定前の議論が十分になされているかということでございますが、まず事務事業の予算計上につきましては、予算計上する前に各担当課が事業概要ですとか事業計画、財政計画など、今後の計画について策定をし、ヒアリングなどを行う手順となっております。そして各種計画の策定、進捗管理など、各種政策課題に対応するため、さまざまなワーキングチームを作成いたしまして、全庁的に横断・連携する体制で取り組んでいるため、部署以外での共有はできているというふうに考えております。

あと続きまして、総合計画の件でございます。

第1次と第2次の策定時での違い、進め方ですとか、考え方ということで御質問がございました。

第1次総合計画と第2次総合計画での策定時における違いの中で、大きなものを1つ上げますと、第1次総合計画では、中・長期的な視点に立った財政計画が盛り込まれておらず、第2次総合計画では、財政計画を盛り込んだ内容とする点が上げられます。財政見通しをしっかりと見据えた上で、将来展望を描くことが重要であると考えております。

進め方につきましては、第2次総合計画では、各世代の市民意識調査を行い、市民からの意見やテーマを各課の職員で構成する庁内ワーキングチームが協議を重ねまして、その結果を策定委員会に持ち上げるというボトムアップによる策定体制を考えております。

策定のスケジュールにつきましては、第1次総合計画では、平成17年度の下半期及び18年度、19年度の期間となっております。第2次総合計画では、28年度、29年度の2カ年度の期間となっております。策定期間としては短くはなっております。28年度中にアンケートやワークショップなどにより、市民の意見聴取を行い、それと並行して各委員会及び審議会で検討を重ねてまいります。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、佐屋駅前関係でございますけれども、鉄道事業者側からは総合的な安全対策の面も含め検討されております。7月上旬に鉄道事業者側が来訪され、現在まだ社内調整中であり時間をいただきたいとのことでしたので、よろしく願いをいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

質問が前後しておりますけれども、コミュニティーでの地区間の温度差の指導と進捗はというお尋ねでございます。

市内のコミュニティー推進協議会のコミュニティー活動につきましては、それぞれの地域の特色を生かしながら自主的に活動をしていただいているものでございますので、温度差はある

かと思えます。

市内には、現在9つの地域コミュニティが活動されておられます。住民みずからが運用し、活動されている協議会もあれば、少し認識が薄い協議会もあるのではないかと感じております。

佐織地区では、5つの推進協議会から成るコミュニティ連絡協議会で情報交換がされていまして、それぞれが切磋琢磨して自主運営されておられます。

その他の推進協議会の中には、事務的サポートを必要としている推進協議会もあります。リーダーの養成、先進事例の紹介など、地域課題の解決を目指した活動にサポートをしながら、自主運営ができるよう支援ができればと考えております。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは教育でまちづくりをすべきという御質問でございますけれども、平成24年度、25年度の2カ年でございますけれども、国と県、海部地区から委嘱を受けまして、佐屋中学校区を中心に魅力ある学校づくり調査・研究事業に取り組みをいたしました。その中で、学習面では共同的な学習を取り入れ、学級全体やグループ、ペアでの対話を授業の中で重視してきました。子供たちがほかの子の考えを参考にしたり、自分の考えを見直したりする学習により、主体的な学習、かかわり合いながら学習を進めてきました。

そして27年度には、県の委嘱によりまして学力充実プラン推進事業に取り組みました。ここでも小集団、集団による問題解決の場面を設定いたしまして、聞き合う関係づくりを重視してまいりました。これにより自力解決の力を育てまいりました。これまでの愛西市が取り組んできた主体的、対話的な学びにつきましては、平成32年度小学校から実施されます次期学習指導要領の学びを先進的に進めてきたものでございます。

また、最近その是非が取り沙汰されています全国学力・学習状況調査でございますが、それによりますと、愛西市につきましては、全国・県との比較において、学力が徐々に高まってきている傾向にございます。現在の取り組みを常に見直しながら、さらなる向上を目指していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

愛西版の特区で、防災・防犯についてのお尋ねでございます。

防災に関する特区につきましては、本年6月議会で議員のほうから御質問いただいております。地域の特性を重視した災害対策に心がけるようにしております。

今年度の愛西市総合防災訓練は、8月28日の日曜日の午前中に目比川の決壊から40年となる佐織の勝幡地区を中心にして開催しました。今後も地域の特性に応じた対応をしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

防犯につきましては、犯罪は減少の傾向にはあります。いつ、どこで発生するかわかりませんが、市の防犯協会、または地元自治会などの活躍を期待しまして、市内で犯罪が起きないような啓発をしていきたいと思っております。

今後、特定の地区で頻繁に発生するような犯罪、事件などが起きましたら、警察署ともタイアップしまして、市の防犯協会、地元自治会などへの情報提供をし、啓発活動を行ってまいり

たいと考えております。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

もうずうっと立ったままでやらせていただきますので、あとは答えていただければ結構なんです。

それでは、再質問に移りたいと思います。

まず公の事業決定に対するプロセス、チェック機能というところで、こういうところをお話しさせていただきたいというお話は事前にさせていただいておりますので、まずは土地取得の決定の手順、プロセス、それと事務方でのチェック機能、それからさまざまな契約でのプロセス、手順、チェックをどうされているのかというところでお話を頂戴できればと思いますので、いかがでしょうか。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

それでは土地取得、道路の場合でございますけれども、道路工事での土地取得の手順ですが、地元要望を受け、道路改良の必要性、緊急性、事業効果等を検討します。あわせて国・県などの補助金の採択要件に合うか確認し、事業を進めております。

事業採択が決まれば、用地測量、道路設計を行い、道路用地として必要な部分を用地買収します。なお、用地買収金額につきましては、不動産鑑定を行って決定をしております。

**○8番（大野則男君）**

では、次、契約時におけるプロセス、手順。

**○総務部長（佐藤信男君）**

私のほうからは、契約時での決定でのプロセスという御質問に対しまして、各事業の執行は、それぞれの部署において決裁等で確認を得ながら実施されています。契約関係事務においては、事業開始前に契約形態や事業費等を財政課で事業開始前にチェックを行っております。契約時に作成する書類についても、財政課で契約内容についてチェックをしております。

また、入札の指名業者の選定について、入札指名業者審査委員会の下部組織として、今年度より入札指名業者審査部会を設けたことにより、チェック機能の向上を図り、適正化につなげたい、こういった取り組みを行っております。以上です。

**○8番（大野則男君）**

ありがとうございます。

それじゃあ続いて、防犯カメラも通告してありますので、防犯カメラの決定に至るまでの手順、プロセス、チェック機能、どうされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

防犯カメラの決定の手順につきましては、愛知県が作成しております防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、また愛西市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱、さらに愛西市個人情報保護条例に基づきまして、設置の必要性、犯罪発生の状況等を各担当部署が判断をして設置・運用をしております。以上です。

## ○8番（大野則男君）

ありがとうございました。

これ、公の事業はたくさんありますんで、全部やっていると持ち時間が1時間しかありませんので、抜粋して、まず1つ目、土地取得、これは先ほど加藤議員さんのほうからも土地を取得して道路改修、こんなところも、今回27年度にこれをやられておるんかわかりませんが、ちょっと画面に出していただいたのが、これは西保町ですかね。西保町の土地を買収して道路整備をされている。ここも私、写真を撮りに行って、下側が北側なんで上へ上がるのが南向き、それでどん突きで右へ折れた道も土地買収して道路整備をやっておられる。こんなところの位置ではございますが、これをどういう形で決定をされたのか、そこもお尋ねをしたいと。これ、どうしてこういう事業がなされたのか、お尋ねをしたいと思います。

続いて、これは佐織町の支所の近く、昔の佐織本庁舎の近くではありますが、西南角の土地を収用されて、これは南北・東西、両方の土地買収をされて安全確保のためにやられたというふうには聞いておりますが、実際に見に行くと、この写真なんかそうなんです、西へ向いた、うちの直営の保育園の真向かいなんです、買収した割に水路しかつくられていない。確かに南北線は歩道を設置されて安全確保をされたという構図のところでございますんで、これもどういう形のプロセスで決定をされたのか、どういう手順でやられたのかをお尋ねしたいのと、ここの道路というのは、もともと都市計画道路ということで設定をされておまして、西側が立ち退きをすることなく、今回加藤議員の質問にもありましたけれども、東側に水路、パイプライン、そんなところの位置をふたをして、都市計画道路として設定をされておられます。そんなところで、基本的に今回、交差点の西側を買収して道路拡張をされて安全確保。これが買収用地、上が南側、右が西側。だから、L型で用地買収をされておられますんで、この都市計画道路が、先ほど加藤議員の質問からいくと、早くて31年にはこの計画道路が実施をすると、入るだろうというお話でありました。そうした場合に、この買収は無駄になるじゃないのかなあという思いが少しありましたんで、お尋ねをしたいと思います。

そして、もう1個存在するのが、塩田の交差点をちょっと出していただけですか。塩田も今回見てまいりました。安全対策のために地元要望から基本的に出されて、道路改良に何億という事業費をかけて今回やることの決定に至っております。これも手順、プロセス、部署内でのチェックをどういうふうにしたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

これも本当に、もうそちらのほうからお尋ねをすると一辺倒のお話になると思いますが、これはあくまでも実施計画をもとにこの計画がなされておるんだというお話でした。じゃあ何年に実施計画をされたのか。

私も塩田に仲間がおります。夜の11時に電話がかかってきました。あの件は30年前からの塩田の人の要望なんだというお話でした。ああ、そうかねというお話もさせていただきましたが、これが計画図なんで、これを見ておって非常に不自然。それが何が不自然かという、真っすぐにするのはいいですわ。じゃあカーブでくの字になった土地はどうされますかと言ったらそのままですと。無駄でしょう、あれ。その対策さえ立てていなくて、ただ真っすぐにする計画

だけ、僕には理解ができない。

それともう1つ、この計画しかありませんかと。ほかには代替案を含めて何か安価で、より効果的な方法を考えることがなされませんでしたか。これはこの角地に宅地があって、お住まいもされておられて、その方は基本的に立ち退いていただくという形なんでしょうけれども、もっと違う方法でいろんな角度から考えて、これがベストだというふうに決められたのならば、だから僕は先ほど来からお話ししている部署内でチェック機能、いろんなチェックをされましたかというお話をしたいわけです。ここら辺はいかがですか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

順次お答えをさせていただきます。

まず西保町の市道2364号線の道路改良工事でございますが、平成24年度から25年度に用地買収を行い、平成25年度に道路改良工事を施行しております。施行理由につきましては、市道2364号線は町村合併前からの継続事業であります。旧佐屋町で西側から順次整備を進めておりましたが、平成19年に地元から施工を延長してほしいとの要望がありました。そして問題が解決したことから、平成21年3月に地元から要望書を提出されましたので、施行をしております。

次に、諏訪町地内の市道9号線の佐織庁舎南西交差点の道路改良については、平成26年度に用地買収と道路改良工事を施行しております。施行理由につきましては、佐織庁舎、佐織保育園、佐織公民館など公共施設が周囲にあり、交通量も非常に多い状況であることから、JAが建物を取り壊すのに合わせて用地買収を行い、歩道設置など道路改良工事をを行い、歩行者の安全を確保させていただきました。

次に、JA佐織支店前の北側の用地の買収理由でございますが、北側につきましては、この道路改良をやる時に警察と立ち会い、1メートルほどの路肩を確保して歩行者の安全確保に努めるよう指導があり、JAさんに御無理を言ってお分けしていただきました。

次に、JA佐織支店前の道路改良でございますが、この交差点につきましては、以前に議会でも危険な箇所であることや、曲がりづらいので停止線を下げるなど、いろいろこの議会において御質問等を受けた経緯がございます。交通量も多く、歩行者の安全確保ができないことなど危惧しておりましたが、JA佐織支店の建てかえについての私どもに情報が入ったことから、建物を取り崩した後に用地をお分けしていただけないかという相談をしたところ、快く分けていただきました。そして平成25年6月の議会において、一般会計補正予算で説明をさせていただきましたお認めいただきましたので、用地買収及び工事をさせていただいております。

次に、同じ場所の用地が無駄になるということでございますが、これは将来都市計画道路事業化をしたときには、交差点付近でもあり、隅切りの用地としてや自歩道の用地として活用することを考えております。

次に、八開塩田交差点改良事業でございますが、八開塩田の交差点事業につきましては、平成26年6月に地元からの要望書が出され、現場等を確認し、道路改良の必要性、また国・県の補助事業、採択要件に合うかの確認をして判断し、事業化しております。

次に、同じ場所のくの字の用地につきましては、無駄ではないかということでございますけ

れども、今後は利用を考えていかなければならないわけでありましてけれども、これにつきましては、歩道または東への進入道路がございますので、そのまま進入道路等に使用するという考えでございます。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当にこれ、本来、僕はここでおわびをせないかん。何にだというお話をさせていただきますと、これはあくまでも予算を私も認めてきた案件でもあります。しかしながら、これを振り返れば、これは今後のためにも、ここでやっていくべきだろうという一つの判断で今回はお話をさせていただいております。前もっておわびをしたいと思います。

これは塩田の件もそうなんですが、いろんな角度で研究されましたか。そこは部長、どうですか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

研究といいましょうか、まずくの字を私も通っておりますけれども、カーブでのすれ違いをするなど、そのときに大変ぎりぎりであったり、そういう状況の中、交差点も近いこともあり、道路構造令に従い、交差点を一体的に改良することで安全な道路形態となり、スムーズな通行ができるということから判断をさせていただきました。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本来ならば三つ、四つ、こんな絵を描いてみたんですが、こんな絵も描きました。最終的にこれが一番ベストだという形で決定をいたしました。いろんな機関を通して審査してチェックして決められたはずなんで、それがこの絵しかないというのが理解に苦しむ、そんなことのお話をさせていただいておりますが、ぜひとも今後いろんな計画をされていく、先ほどお話ししました、安価でより効果の大きい形づくりをぜひとも進めていただきたい。

これは確かに今お話がありました、県の補助ベースがついて、事業費ベースとしては半分ぐらいで済むのかな。そんな形ではありますが、1億。じゃあ5,000万、市単独でお金を払うわけですから、単純に5,000万、簡単ですよ、口で言うのは。でも払う人は大変ですよ。そういう観点からいっても、ぜひとも次からこういう市の道路計画、県道については、基本的に県が関与していただく話になりますので、市の単独で市道をやられる場合においては、ぜひともいろんな角度から計画を練り上げてほしい、そんな話を今回したいということでお話をさせていただいておりますので、ぜひともこれももう遅いかもかもしれませんが、基本的にいろんな角度の研究はですよ。もうこれで決定しちゃって、県もこれ、補助金をつけてやるばかりになっておるやつですからね。基本的にはとまりませんけれども、基本的にはこれからのためにも研究を日夜していただければかなあと。

佐織の件も一緒です。都市計画道路として計画がなされておるのに、それを基本的には31年、早ければという答弁もある中で、これをやるのが本当に佐織の保育園の前、危険なのにあんなのでいいのって、佐織の絵はないですかね。

だで、それも本当にいろんな角度で、もっと子供たちの安全を守るために本当に真剣に考えてほしい。水路、側溝をつくって、ただそれで安全が確保されましたって、用地買収して協力を得たんでよかったですわって、あれでええんかいって。もっとやるなら、東の南北のあのぐらいのことをあそこもやっていただきたかったですわね、どうせなら。基本的には僕はそういうふうに思います。これはあくまでも私見でありますけれどもね。

ただ、安全確保、それと計画について、僕はもう不思議で仕方がないのは、ここに実施計画があります。これも本当に総合計画があって、常に実施計画で事業を進めている。今、第1次総合計画の中ではそういう形になっております。今回2次のときには、もう予算も反映して2次計画をつくるということも今言っておられましたけど、1次では、実施計画が全て実施をするときの基礎になるんだと。

塩田の交差点、最初からのどこで出てくるかなあと全部見ておったら、どこにもあらせん。それならこの26年、これにもないなあって、次、27年、ああ、ここが出てきたって。これって30年来からの旧八開の方々の、特に塩田の方々の強い要望の案件だったのに、何でこれ27年に出てきたんだって、これね、物すごく不思議に感じる。

確かにもう1つ、事実として存在するのは、答弁でもありました。ここに塩田町の皆さんの要望書があります。26年6月18日、ここに。それで、またこれもおもしろいことが書いてあるの。県道津島線と市道2号線の交差点、池田、大森において（別紙箇所）大変危険な状況下であり、県と市の幹線道路の交差点でもありと。これ、僕通ってきました。

立田の道路は本来農道という位置づけなんでしょうけれども、きちっと道路幅をとってセンターラインも引いてあります。40キロ表示のところと50キロ表示のところがあります。ところが、この交差点へ来たら、センターラインもあらせん、道路幅も狭い、何でセンターラインもないのって。違うんだって、道路幅が狭いからって、そういう話でした。だから、これ、僕、不思議で仕方がないですよ。立田は農道といいながら、これから将来にわたって、この道路というのは幹線道路になるんだと位置づけておられたのに、八開に入ったらセンターラインさえ引いていない、道路幅も狭い。だから、さっき部長も言っておられましたが、道路もすれ違えない、そんな話も今ありましたよね。そんなところをもうちょっと違う角度の絵を描いてほしかった。もうそこだけです。僕は答弁を求めたって、基本的にはいけない。

だから、広域的にいろんな角度で道路事業を進めていただきたい。そんなことをお約束していただいて、この案件については、研究課題として僕は捉えていただきたい。あくまでも、本来ならとめられるものならとめたいという部分も、そして一旦立ちどまって、もう一回見詰め直すことも僕は必要じゃないのかなあというふうに思うんですが、基本的にはこれは予算を認めた、それと補助金もついている。だから、より基本的には、ここに住んでおられる方々を含め広域的に考えてほしい。

この交差点改良だけでなく、うちの会派の皆さん。あの道路を北へ抜けていったときに、県道に抜けるところを知っておるか。知っていますよって。右を見るときに首が痛くなってしまいうぐらい左を見んと、見れへん。それも一方通行になっておる。それも何とかならませ

んかという話もしておりましたんで、これもあわせて、ここの交差点改良だけでなく、基本的にはあの道路、南から北まで総合的に考えていただければなあというところを思ってやみませんので、この案件はここまでとして、次に、防犯カメラ。

これも市長就任以来、ある党の議員の方々が一般質問で防犯カメラをつけんのかと言ったときに、うちの市長はすぐ決断をしていただきました。それ以降、どこもつけておらん。

確かに佐屋駅と日比野駅、これは寄附採納で駅前についてはつけられました。これも新聞報道で私は知っております。しかしながら、私も一般質問の中で、防災・防犯、ここも本当にいろいろお話をさせていただいてきました。

防災については、みずからで防災マップをつくろうと、その当時の総代さんにつくってもらいました。そのときに、同時に防犯も、うちのまたこの近くに、自治体で県の補助ベースを受けて防犯に取り組むといろんな備品を補助ベースで買える、そんなこともありました。そんな活動も基本的にはやりたかったですが、もうちょっと時間がなくて、次の総代さんに振ったんですけど、次の総代さんはそんなことやっておれるかって怒られまして、やれない状況になってしまってそのままになっていますけど。

僕の近くの永和駅、これがまた暗いんですわ。自転車は盗まれるわ、車はいたずらされるわ、ひどいもんですわ。夜に行ったら真っ暗け、無人駅なんで、夜になりますと。基本的には愛西市にとっても東の外れなんでね。蟹江町へ行ったら明るいですよ。日光川を越えたらどれだけ明るいやらというぐらい。日光川の西へ行ったら真っ暗だ。そんなところで防犯カメラに対して、市としての考え方、一遍そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

永和駅の防犯カメラと防犯灯の関係でございますけれども、永和駅前駐輪場が2カ所ございますが、そこでの防犯カメラの設置はございません。ただ、街灯として南西側の駐輪場に4灯、北東側の駐輪場に5灯の街灯が設置してありまして、全てLED化されております。

その他駅前の周辺道路には、地元さんからの要望によりまして適宜防犯灯が設置してありまして、今年度調査、来年工事のLED化させる計画でございます。

永和駅に限らず、犯罪が多く発生する予想があれば、公共施設内に犯罪抑制効果を鑑み、防犯カメラ、街灯を設置することも、犯罪抑止の対策の一つとして検討する必要があるかなというふうに思っております。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当にこれも検討・研究していただいて、英断の決裁を極力早いタイミングでしていただくんかなあと。これは佐屋駅、日比野駅、寄附採納、本当は私らの地元でそんな方がおるといいんではありますけれども、なかなかこれが難しい話で。

本当に若い世代の女性の方が犠牲になるようなことも、これは富吉の駅で実際に現実問題、ある事例がありました。そんなことを含めて、やっぱり防犯カメラをつける、これも一つの手だて。僕はその前にやるべきことが何かないかなあと思ったところで、とにかく明るくすれば

何とかなるんじゃないのかと。それでもだめなら防犯カメラと。まず先にできることをやれないのかなあというところの御提案ですんで、また防犯カメラについては、いろんな角度でいろんな手順を踏んで設置というお話なんで、また担当課で話をさせていただきながら設置に努力をしていこうかなあ。我々は民間人として、基本的にやれるところをやっていききたいなと思いますので、この案件についてはここまでとして、次に、第2次総合計画。

これは本当にこの30年以降8年間、愛西市の方向を示していく本当に大事なものです。これを1次と2次と計画づくりの段階で、今まではある意味、元八木市長の思いが多分に1次計画については網羅された部分もあるし、合併時でしたんで新市建設計画、これがもとにあるなあというのは見させていただく中で感じております。

そんな中で、第2次については、今の市長、新聞報道にもありました。若い市長です。長い間やっていただく形にもなろうと思います。そんなところで8年というスパンでどうつくり上げていくのか。1次と2次の違いを、つくり方、スケジュールを含めて、そこら辺のところをどう考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

総合計画の進め方、考え方、スケジュールにつきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりなんですが、例えば新しい方から意見を聴取するというようなことにつきましては、第1次の計画のときにもそうでしたが、なるべく第1次の計画のよい点を引き継ぎながら、第2次総合計画では、さらに高校生を対象としたワークショップなどを開催して、若い世代の生の意見を総合計画に反映させる手法を取り入れてまいりたいというふうに考えております。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

今回の愛西だよりも、基本的に総合計画を今つくりますよという発信も、今回愛西だよりに記載されておった。そんな形も拝見はしておりますんで、ぜひともワークショップ、僕は若者議会という質問もさせていただいたんですが、できる限り基本的に若い皆さんの、これからの愛西市なんで、ぜひとも、それと、やっぱりそこだけではいかんので、今までの歴史を踏まえて、反省も踏まえて融和のとれた形の計画づくりにしてほしいなあと。

そんな中で、さっき答弁でもあった全市に及ぶ最上位計画で制定をして、各部局の横の連携が絶対条件ということも言っておられ、その中で、市民の意見やテーマを各課職員に総合計画に反映させるようどう協議を重ねて、プロジェクトチームメンバーについてはどんな形でどう進めていくのか、これがやっぱり一番ポイントになるのかなあというふうに思いますんで、そこはいかがでしょうか。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

この総合計画に係るプロジェクトチームは、総勢32名の課長補佐級の職員で組織をするものでございまして、名称はワーキングチームでございます。

全庁横断的に協議を重ね、策定するために組織をされておりました、これにより委託金額の削減及び市職員の手づくりによる策定体制となるものと考えております。

○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

ぜひともいいものを、それで市民の皆さんから意見がいただけるような仕組みにさせていただけんかなあというふうに思いますので、次に移りたいと思います。

教育も本当にお金をかけずにまちづくりができるんじゃないかという提案もさせていただいたんですが、これは非常にハードルの高い話ではありますが、先ほど来から部長には人間力を作り上げる、そんなところに今力を注いでおるんだということをお話いただいたと思うんですが、私はどうしてもやっぱり、私もそうだったんですけど、学力のほうは少し弱かった。そんなことも含めると、学力の底上げも含めて総合的に上げることがやっぱり大事じゃないのかなあと、そんなふうに思いますので、例えば国語力、英語力、そんな1つテーマを持って臨めんのかなあという話もさせていただいたんですが、愛知県下でも徐々にレベルは上がっておると。どの程度上がっておるかわかりません。お示しがないもんだから、まず。例えば愛知県下で、どべ前だったけど真ん中辺になりましたとかね。そういう話ならわかりますけど、そんな漠っと言われたってわかりせんもんですからね。

これ、教育長。学力を上げる、これに別にそんなに大きな目標を持つことなく、学習の仕方だとか、そういうところをどう学力のちょっと弱い子供たちを含めて教えていけんかなあというところは、いかがでしょうか。

○教育長（加藤良邦君）

学力の底上げといいますか、学力の向上策ということであります。

8月に入ってからだったと思うんですが、中央教育審議会の特別部会、そこで新しい次期の学習指導要領に向けた審議のまとめが発表されました。その中で大事な資質、能力について、アクティブ・ラーニングという考え方が示されております。その中では、中身として、主体的な学び、それから対話的な学び、深い学び、この3つの学び方を示しておるところであります。

これまで愛西市が進めてきた共同的な学習、先ほど部長から答弁もありましたが、その共同的な学習は、3つの中の主体的な学びと、対話的な学びを先行的に取り入れて進めてきたというふうに思っております。そういった意味では、愛西市の考え方というか、取り組みについて、正しい方向性であったなあ、あるいは徐々に成果を上げてきている取り組みであったなあというふうに思っております。

その中で、3つ目に示されました深い学びについて、今、愛西市の八開中学校でキャリア教育等の表彰を文科省から受けた実践例があるわけではありますが、そういったことも参考にしながら何をどのように学んでいくのか、どういった形で指導をしていくのかということを検討して学習指導の改善に努めていきたい。それが児童・生徒の学力の向上につながると、そんなふうに考えております。以上です。

○8番（大野則男君）

ありがとうございます。本当に教育、これは本当に難しいですね。

今回、市長がサクラメントへ行かれました。僕はサクラメント事業をやる前に報告もいただきたかったし、いろんな形で提案もさせていただいたんですが、事業費も上がってしまった、総事業費がですよ。

僕は今回、きのう部署へお尋ねに行ったんですけども、点数のいい人しか連れていっていないんだわね。低い子はぼつになっておるんだわね。学びに不平等があってはいかんし、そこに所得も国籍も本来何も関係のない話にならないとおかしい。だから、僕は今回のサクラメントに所得のちょっと低い方にもどんどん応募していただいて、そこで一つの起点をつくって、学習能力の高い子だけを連れていくんじゃなくて、何かいい方法はないのかなあと。だから、それは常に学びは不平等があってはいけない。子供たちの中で不平等、だから、給食費はただにせよというお話を僕は常にさせていただいておる。給食は、ある意味学びですからと僕は思っております。余談になりますが。

僕、土木でお話することを1点忘れておりました。これは僕の主観です。

いろんな仕事も、今回1億数千万かけて道路改良をやられます。地域要望で僕は拾いました、27年度。側溝で7,770万、これは全市ですよ。舗装工事で1,650万、これだけの工事しかやれていないのに、あそこに1億の銭を使って、ようも僕は賛成したなあとと思って、あほじゃないか僕はと、そんなことを思うところです。

本当に地域の道路事情も、私の家の周りも舗装道路は穴まるけ。だけど、これは多くの議員さん、自分の家の周りは我慢しようということで穴まるけ。だから、うちの隣に住んでおる人、気の毒で気の毒で。そんなことを思うところでございますので、時間もあと3分です。

最後に、総体的にいろんな話を市長、させていただきました。新聞報道によると、次の話も表明をされて記載がされておりましたので、今回の質問並びに、もしその観点の中でもお話しすることがあれば、そのお話を聞いて質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、全体を通してということだと思いますので、インフラにつきましては、これだけの広い面積を網羅していかなければならないということですので、それぞれ日ごろ使われるものもあれば、日ごろそこをなかなか使われない方も見えるということですので、やはり事業をした上には、次の事業に活かしていかなければならないということは当然のことですので、旧町村からの歴史もありますので、そういうことを踏まえて、やはり我々としては事業を進めていかなければならないなあと、いうふうに思っております。

特に道路事業一つをとってみますと、最近ですと、道路をよくすれば全ていいというわけではなく、逆に便利にすればそれだけ事故が多くなるということも言われておりますので、そういったことも加味しながら、また地元の方々にもそういった御意見も我々としてはお伝えしながら、本当にその事業をやるのが地域にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、よく考えていただくということも必要ではないかなあと、いうふうに思っております。

そして、また今後の第2次総合計画につきましても、昨日から作業が始まるということですので、やはり今後の愛西市を進めていく上で、最上位計画になりますので、でき

る限り多くの方々に内容を確認していただきながら、また御意見もいただきながら、計画づくりを進めていかなければならないというふうに考えております。

あと教育の件につきましても、お話がございましたけれども、どんな事業でも市民の方々に参加していただくために枠がございまして、その中の選定についてはいろいろ苦慮をしている状況でございます。やはりどのような選定をしていけばいいのか。我々としても、この点につきましても、今回の事業実施を踏まえて、またサクラメント国際交流事業につきましても、まだ事後研修会も進んでおりますので、そういった部分を踏まえて次回のものにつなげていきたいというふうにおもっておりますので、これから愛西市を担っていただく次世代の方々が、より愛西市に愛着を持って、そして愛西市のために、そして自分のために活躍できるような人材育成を我々は皆さんとともに進めていくことが必要だというふうに思っておりますので、また議員各位におかれましても、御助言等をいただきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

8番議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩を2時40分までとりますので、お願いします。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

**○議長（大島一郎君）**

では、休憩を解きまして再開いたします。

次に、質問順位4番の15番・鷺野聰明議員の質問を許します。

鷺野聰明議員。

**○15番（鷺野聰明君）**

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は大項目といたしまして、市長の政治姿勢に関する件、小項目といたしまして、1番目に、3年4カ月間の市政運営の感想について、1期目の市政運営はどうであったか、感想をお聞きしたいと思います。その上で小項目の2番目としましては、次期市長選の出馬についてお尋ねしたいと思います。

さて、これまでの議会におきましては、来年行われる市長選挙の出馬についての質問はありませんでしたので、明確な出馬の意思は確認できていないところでございます。しかし、さきの3月議会におきまして、施政方針に関する質疑などの中で、幾つか気になる点がございましたので、私なりの所感を述べさせていただきます。

まず日永市長は、施政方針説明でこう述べられました。我が愛西市は合併後、徐々に一体感が生まれつつあるが、確固たる礎を築くためには、さらなる努力が必要だ。引き続き全力でさまざまな課題解決に取り組み、みずから先頭に立って、よりよい愛西市づくりに邁進する決意だと、その市長の決意表明や意思をひしひしと感じているのは、私どもだけでしょうか。

また、市長は今日まで市政運営を進めてこられたことは、議員各位並びに市民の皆様方の格

別なる御理解と御協力によるものともおっしゃいました。事実、私どもさまざまな方とお話をする中で、市長の市政に対する前向きな発言が多くなったと実感しているところです。そしてそのことは、市長の議会や市民の皆様との対話を重視する姿勢と強いリーダーシップのあらわれであると確信しているところです。

また、自主財源に乏しく、一步間違えばたちまち収入不足に転落するおそれを常に認識した中で、自治基本条例に掲げる市民協働、望まれる地域づくり、人づくりに関する答弁もありました。それは私なりに要約すれば、市民と協働して、地域、行政、議会、そして当事者の皆さんと一丸となって問題解決に向かっていくことが必要であると。私もこれからの愛西市政を託すのは、そのための強い行動力、人を動かし、人をまとめる強い力、つまり強いリーダーシップを持っている方であると思うのです。

次に、立候補のマニフェストについて、しっかり取り組んできたとの答弁がありました。事実、常に決断と勇気の市政を基本として、行政を運営している姿勢に対しましては、一目置いているところであります。マニフェストの将来展望につきましては、行政改革の推進におきまして、多くの困難に果敢に立ち向かわれ、市民の皆様のご理解を得て、最大の効率化となる庁舎の統合をなし遂げられました。

また、組織・機構の再編や定員管理計画を前倒しし実施するなど、行政のスリム化を進め、また合併以来、抜本的な見直しの行われていなかった公共施設の使用料、市単独補助金や八開、佐織地区の水道料金の見直しにも取り組まれました。

また、地域の活性化におきましては、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す天王祭の朝祭りの主役、市江車を内外にPRされ、また愛西観光交流の拠点としての立田ふれあいの里を核として、本市の観光を振興されました。さらに財源の涵養と雇用の確保のため企業誘致対策を進め、ふるさと応援寄附金の拡充を行われました。

また、少子化対策、子育て支援の取り組みにおきましては、多子世帯等の保育料負担の軽減や公立保育園の耐震補強工事、放課後児童クラブの拡充などを実施されました。

また、マニフェストの防災については、避難所となる学校の耐震補強工事の完了後、東日本大震災以降も対応が手つかずであった屋内運動のつり天井等の耐震化計画を前倒しして進めておられます。また、統合庁舎に継ぐ防災拠点となる各支所の整備も進んでおります。また、防災訓練や講演会などにより市民の皆様のご防災意識を高め、地域の防災力の向上を図られております。また、県内外の自治体や企業との連携による災害協定を積極的に進められました。さらに海拔ゼロメートル地帯の災害対策では、事業主体の愛知県といち早く連携し、ヘリポートを備えた広域的な防災活動拠点が、県内で初めて旧永和荘跡地に整備されることが決まりました。

また、マニフェストの医療、介護の徹底の取り組みにおきましては、市民の皆様が自身の健康状態を定期的に把握できるよう、がん検診を初め、各種検診の実施体制を見直され、受診率の向上を達成されました。とりわけ当市にとって最大の懸案であります行政改革の推進につきましては、特筆すべきものとなっていることは周知の事実であります。

行政改革推進計画の実行につきましては、事業の見直しにより、目標である当初予算規模の

圧縮を達成されるとともに、新規の起債を抑制することにより起債残高を縮減するなど、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めておられます。

その陰には、市長自身が財源の確保のために東奔西走されたことや、業務の改善に向けた職員との定期的な対話などの御努力によるものと思っております。その内部及び現場に立ち込む姿はまさしく現地現物主義の原点であり、私どもの目指すものと同じですから、その行動力に対し敬意を払うものであります。

そこでお伺いいたします。

改めてこの3年4カ月、1期目の市政運営はどうであったかの感想をお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から1点目の質問に対しまして御答弁を申し上げさせていただきます。

まだ任期が8カ月ほど残っておりますけれども、現時点でということで御答弁をさせていただきますけれども、今までの任期中の取り組みにつきましては、今議員からも申し上げていただきました。また、さきの3月議会での施政方針演説の中でも述べさせていただきましたので、詳しくは述べませんが、将来展望につきましては、行政改革につきましては、皆様方からさまざまな御意見もいただいております。

とりわけ使用料の改定、また水道料金の見直し等、市民の皆様方に負担をかける部分につきましては、本当に多くの皆様方に御意見をいただきまして、我々といたしましても、以前から申し上げておりますが、苦渋の決断ということと、将来の愛西市のために必要であるということで決断をさせていただき、今後実行に移していきたいというふうに考えております。

ぜひ我々の現役世代が現状のサービスを見直すことなく享受することで、いずれは将来の世代が苦しむことになるというふうな思いのもと、覚悟を決め、その都度、議会の皆様方や市民の皆様方との対話に意を用いながら、事業、サービスのあり方を根源から問い直し、改革の推進を図ってまいりました。

これはひとえに議員各位の皆様方、市民の皆様方、そして愛西市に関係する皆様方の格別なる御理解と御協力によるものと、また私自身の運のよさ、そして能力のある方々にめぐり会えたからなし遂げることができてきたというふうに思っております。改めてこういったことを実感している、この3年4カ月の間の評価ということでございます。以上でございます。

#### ○15番（鷺野聰明君）

御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

先ほどマニフェストの達成状況について述べたところですが、そこには数々の課題が浮かび上がってきたことも事実であり、少し羅列しまして、次のようなものがございます。

まず行政のスリム化に伴い、今後、少数精鋭となる職員の公務能力向上や地方交付税の縮減期間に入った財政運営、さらなる無駄の排除のための行政改革をどうするのか。

次に、近隣市町村との子ども医療費の制度の違いをどう考えるのか。また、学校トイレの改修を初めとする教育環境や高齢者の生活支援、介護予防サービス体制の整備をどう進めるのか。

さらにインフラの老朽化対策や重複する公共施設の再配置や統廃合、人口減少、少子・高齢化の進行に対するまち・ひと・しごと創生総合戦略をどう進めるのか。さらには、期限を迎える第1次愛西市総合計画にかわる新たな計画はどうするのかなどの課題があります。これらの課題は、残る日永市政の期間内に解決できるものではないことから、次期市長選挙で当選される市長に委ねられることとなります。

私どもは先ほど述べましたように、日永市長のマニフェストの遂行能力や、すごいリーダーシップに対して高い評価をしているところでもあります。先ほど述べました課題に対しまして、また第1期日永市政を補完するためにも、第2期以降も必要ではないかと大きく期待するものであります。

第2期日永市政が実現すれば、そのリーダーシップのもと、愛西市の持続可能でさらなる発展が実現する、こう思うのであります。

そこでお尋ねします。

市長自身もこのような期待をひしひしと感じておられると思いますけれども、その期待に対して、市長はどう思われるのか。また、次期市長選挙への出馬について、どのようにお考えなのか、お尋ねします。もし第2期を考えるのであれば、どのような市政運営をされる思いがあるのか、現時点でお話できる範囲で結構ですから御所見を賜りたいと存じます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、次期市長選挙への出馬の考えなどについて御質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきます。

本日、大野議員からも第2次総合計画につきまして御質問がございまして、若干答弁をさせていただきますけれども、去る9月5日、昨日でございますけれども、愛西市総合計画審議会に対しまして、第2次愛西市総合計画案の策定に向けた諮問をさせていただきました。改めて身の引き締まる思いでありました。

あわせまして、先ほど鷺野議員からも述べられましたけれども、この愛西市が抱える今後の課題等も多くございます。もし来年の愛西市長選挙で再度市民の皆様方から負託がいただけるのであれば、第2次総合計画という新たな旗を掲げ、その実現に向け、全力で取り組んでいきたいという決意をいたしております。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、この3年4カ月の任期中、常に全力投球で市政運営に当たってまいりました。社会情勢は依然として厳しく、経験を重ねた今、今後の市政運営は一段と厳しさを増してくるというふうに思っております。しかしながら、厳しい現実にも決して目を背けることなく、不退転の決意で全身全霊をささげ、この難局に当たる覚悟をしております。

私はこれまで進める決断ととどまる勇気の基本姿勢において、たとえ批判を受けても進めるべきは進めるべきであり、とどまるべきはとどまるということをお話しさせていただいておりますけれども、この初心を忘れることなく市政運営に当たってまいりました。これは今後におきましても、同じような考えで進めていきたいというふうに思っております。

さまざまな課題がございますけれども、我が愛西市は世界に誇る自然の恵み、歴史、そして伝統文化、大都市近郊の利便性など、さらなる飛躍に向けた大きな潜在力を持っているというふうに私は思っております。また、愛西市は私自身も生まれ育ったまちであり、人一倍の愛着もございます。そのまちで私は団体の職員や、また議会の皆様方と同じ議員といたしまして、このまちづくりにも関与を今までさせていただいております。そして今、行政職員、市長としての経験も積ませていただきました。これまでの取り組みました施策をさらに前に進めていくには、これからの市政運営は行政のみではなく、市民、まちづくり団体、地域企業とともに、行政が一体となった、いわば全ての愛西、オール愛西の体制で地域の課題解決に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

私はそういった双方の視点を持つ機会にも恵まれ、そしてその経験を強みとして今後のまちづくりに生かしていきたいというふうに思っております。市民協働を進めるにふさわしい市役所を目指していく、持続可能でよりよい愛西を目指し、そのよりよい愛西市を次世代にバトンタッチをしていくその責任を果たすべく、市民の皆様とともに、時代に合った新しい自治体の役割をしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

今後も皆様方におかれましては、さまざまな面で御尽力、御助言をいただければありがたいというふうに思っております。以上でございます。

○15番（鷺野聰明君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

15番議員の質問を終わります。

これで暫時休憩をとらせていただきます。3時10分から再開いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

次に、質問順位5番の6番・高松幸雄議員の質問を許可します。

6番・高松幸雄議員。

○6番（高松幸雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

さて、最近の話題では、リオデジャネイロオリンピックの日本中が沸いた夏でありましたけれども、その中でも、私はバドミントン女子ダブルスの高橋、松友、いわゆる高松ペアが土壇場の逆転劇で、バドミントンは日本初の金メダルを獲得したことが印象でございました。諦めなければ必ず夢はかなうということを実感した一瞬でありましたけれども、私も高松として立場は違いますけれども、最後まで諦めずに市民の方の声を聞き、市民の方に寄り添った金メダル級の質問をしてまいりたいと思っておりますので、皆さんお疲れのところかと思っておりますけれども、

どうか最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。

それでは、成年後見制度についての質問をいたします。

成年後見制度については、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人にかわって、財産管理や契約行為が行える成年後見制度の利用促進法が本年4月に成立いたしました。その主なポイントとしましては、認知症の高齢者や障害者らに成年後見が十分活用されるよう周知、啓発、後見人候補者を市民から育成し、十分な人材を確保、後見人の不正防止への裁判所や行政機関による監督体制を強化、制限されている被後見人の権利を見直すなどであります。

認知症に関しては、65歳以上の高齢者のうち推定15%で、平成24年時点で約462万人に上ることが厚生労働省の研究班の調査でわかったようです。認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計。実に65歳以上の4人に1人が認知症とその予備群となる計算となります。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、700万人を超えるとの推計が出ております。ただ、高齢者の方に関しては、息子や娘が判断をして手続等を行っていくことが可能であります。

しかし、問題は知的・精神障害者の方ではないでしょうか。障害のある子供を持つ親にとって、子供の将来、親亡き後のことは大きな問題であります。独立行政法人国民生活センターの実施した判断力が不十分な消費者に係る契約トラブルの平成20年度の調査によれば、精神障害や知的障害、認知症などの加齢に伴う疾病等の理由によって、十分な判断ができない消費者に係る全国消費生活情報ネットワークシステムに寄せられた相談件数は、平成10年度に比較して平成17年度には5倍以上の1万2,607件までに達し、それ以降も年間約1万件以上の相談が寄せられております。障害があるのみで、読み書きができない、金銭管理が苦手で、そこにつけ込んで断れない人への契約を強要している悪質な販売員がおります。そのために、被害をこうむる人が多く、深刻な被害も出ておりますが、表面化しているのは相談があった件数だけであり、潜在化している被害が多く、氷山の一角にすぎないと思われれます。日本で成年後見制度の利用者は年18万5,000人ほどであるのに対し、ドイツでは8,200万人のうち、約290万人が利用しているようです。日本での認知度の低さを物語っております。

認知症、知的障害、精神障害などの理由により物事を判断する能力が不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のための介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、あるいは遺産分割の協議といった行為をする必要があっても、自分自身で行うことが困難な場合があります。また、自分に不利な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このように、判断能力の不十分な方々の財産管理や契約行為を本人にかわって支援し、保護する人のことを成年後見人といい、自身の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度を成年後見制度といいます。また、成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

そこで、法定後見制度と任意後見制度とはどのような制度なのかをお尋ねいたします。

続きまして、学校や公共施設などの防犯対策強化について質問をいたします。

7月26日に神奈川県相模原市緑区にある障害者施設「県立津久井やまゆり園」で元職員の植

松容疑者26歳が同施設に乱入、入所者を次々に刺し、19人を死亡させ、職員2人を含む26人に重軽傷を負わせた相模原障害者施設殺傷事件が記憶に新しい出来事であります。

今回、相模原市の障害者施設で発生した殺傷事件を受け、厚生労働省は、9月召集の臨時国会に提出する2016年度第2次補正予算案に福祉施設の防犯対策を強化するための補助金118億円を盛り込むことを決め、障害者施設だけではなく、事件を教訓に施設を緊急に改修する保育・高齢者施設、病院や診療所も支援。対策強化を急ぐ。障害者施設に向けては約10億円を確保する。非常通報装置や防犯カメラ、塀などの設置を想定。高齢者の介護施設や保育所、児童養護施設なども含め幅広く対象とする。自治体を通じた補助金で、いずれも費用の半額を国が負担。残りは施設の運営事業者や自治体が負担すると発表がありました。

障害者、高齢者を狙った通り魔、無差別殺傷事件など卑劣な犯罪には、断固これを起こさない対策が必要不可欠です。犯罪を防ぐためには、不審者を常にチェックする監視機能を強化することと犯罪に遭いにくい設備に改善することで犯罪は半減すると言われています。愛知県では昨年、住宅対象侵入盗と自転車盗難の発生件数が全国ワースト1位と不名誉な記録となり、また振り込め詐欺被害は、認知件数812件、昨年比で215件プラス、約28億円、昨年比1億6,000万円のプラスの被害額となっております。事件解決の決め手は防犯カメラの映像ではないでしょうか。

そこで、2014年9月議会でも質問をしましたが、プライベートの侵害になるとの理由で、防犯カメラ設置にはあまり積極的ではない答弁でありましたが、最近では命にかかわる事件も多く、状況は変わっているのではないのでしょうか。

そこで、2年が経過し、もう一度市民の方から要望が多かった安心・安全なまちづくりのための質問をいたします。

まず1点目、過去5年間に市内で発生した主な犯罪と件数をお尋ねいたします。

2点目、市内の小学校及び公共施設にある防犯カメラの設置状況をお尋ねします。

3点目、防犯カメラ1台を設置するのに必要な費用をお尋ねします。

4点目、市内小・中学校に不審者が侵入した際の通報システムは導入しているか、防犯対策はどのようにしているかお尋ねします。

5点目、児童・生徒の安全を確保するための身の危険を感じたときに、保護を求めて駆け込める、一時的に保護し警察に通報するなどの「子ども110番の家」の登録状況をお尋ねします。

最後に、民間で運営しているボランティア団体で青色パトロールはどのくらいありますか、お尋ねします。

以上で、私の一括質問を終わります。それぞれ御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私からまず成年後見制度についての御答弁をさせていただきます。

今、御質問の中にもございましたけれども、成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがございます。

法定後見制度には、「後見」「補佐」「補助」の3つの区分がございます、本人の判断能

力の程度などの事情に応じて選べるようになっております。また、その内容といたしましては、成年後見人等が本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護支援するものでございます。

また、任意後見制度は本人が判断能力のあるうちに後見人をみずから選び、事前に委任契約を結んでおくものでございます。以上です。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは、公共施設に防犯対策をという御質問です。

1つ目の過去5年間に発生した主な犯罪とその件数はというお尋ねでございますが、住宅対象侵入盗、自転車盗、自動車関連盗がございまして、最近では振り込め詐欺を初めとした特殊詐欺がふえております。件数の推移につきましては、総計で平成23年は813件、平成24年は737件、平成25年は713件、平成26年は635件、平成27年は497件で全体としましては、件数として年々減少している状況でございます。

それから、2つ目の防犯カメラの設置状況はというお尋ねでございます。市内では、愛西市役所、駅の駐輪場、総合斎苑、児童遊園、児童館、道の駅、学校、体育施設など、全ての公共施設ではございませんが、21施設で合計123台設置しております。

それから、防犯カメラ1台設置するのにどのくらいの費用がということでございますが、工事費を込みまして約50万円ほどになると考えております。

それから、民間で運営しているボランティアで青色パトロールはどのくらいかということでございますが、日置町の防犯パトロール隊が実施いたしておられます。以上です。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは、小・中学校に不審者侵入による通報システムの導入、そして防犯対策はということで御答弁申し上げます。

全ての市内小・中学校、福原分校を含みますが、日常業務中におきましては、不審者に対しての通報システムの導入はしておりません。しかし、平日の夜間や土・日・祝日の学校休業中につきましては、警備業務委託をしているため、不審者の侵入時におきましては、警備システムにより通報されるようになっております。

そして、不審者侵入による防犯対策でございます。これも小・中学校全19校全てにおきまして、門扉については日常業務中につきましては常に閉めております。不審者が容易に侵入できないよう対策をとっております。そして、学校と市教育委員会が連絡を密にしておりますので、近隣及び他市町村で発生しました不審者情報につきましては、教育委員会より緊急情報として、メール配信によりいち早く学校、保護者へ通報を行い、防犯対策を行っております。

そして、子ども110番の家の設置状況でございます。子ども110番の家につきましては、管轄の警察署長より地域安全活動における弱者保護対策の一環として、子供が緊急時に駆け込める場所を確保するため、子ども110番の家を指定することにより、子供を犯罪から守ることを目的としております。現在、愛西市におきましては、委嘱期間は3年でございますが、197名の

方に津島警察署長から委嘱されております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、成年後見制度につきましてですけれども、任意後見制度は、本人が十分な判断力があるうちに、将来、自分が認知症になってしまってからだと遅いからということで、任意である特定の人に後見人をお願いするという制度のことでした。しかし、法定後見人制度は、本人には判断が難しい知的また精神障害の方が申し立てをするということですが、法定後見人はどこが選任しているのかをお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

法定後見制度におけます法定後見人につきましては、家庭裁判所が選任をいたします。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、成年後見人は本人等からの申し立てに基づいて家庭裁判所が選任して選ばれた後見人等が、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律にのっとった行為を行い、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができるとされています。その後見人に関して、法律的に専門家、例えば弁護士や司法書士などが選任されると思いますけれども、どのような基準で選任されているのかをお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

法定後見人につきましては、今おっしゃられたとおり本人の親族以外にも法律・福祉の専門家、あるいはその他の第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合がございますが、基本的に本人のためにはどのような保護、あるいは支援が必要なのかといった事情に応じて家庭裁判所が選任することとなります。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、成年後見人は本人の判断能力が回復して後見が取り消されるか、また本人が死亡するまで続くわけですけれども、この制度は本人等が家庭裁判所へ申し立てをするということでしたけれども、本人以外の人ではどのような人が本人にかわって申し立てをすることができるかをお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

本人以外の申し立てにつきましては、配偶者、4親等内の親族などがございます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、親族等で成年後見の申し立てをする人が誰もいないといった場合はどうすればいいのかをお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

どなたも申し立てをする人がいない場合につきましては、市町村長に法定後見の開始の審判の申し立て権が与えられております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

そうすると市長が申し立てを代行できるという話でしたけれども、今まで市長名で法定後見人申し立てをしたことはありますか。また、今後どのように推移すると考えますか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

これまでに市長名で申し立てをした件数でございますが、高齢者の方にあつては、平成23年度が2件、24年度が2件、25年度はございませんで、26年度に1件、27年度に2件、という状況でございました。また、知的障害や精神障害のある65歳未満の方にあつては、平成23年度はございませんでしたが、平成24年度に1件、平成25年度はございませんで、26年度に1件、27年度に4件という状況でございました。市長が申し立てを行うのは、市内に居住をし配偶者もしくは2親等以内の親族がない場合、またはこれらの者が、後見開始の審判等の請求を行う意思がない場合でございます。しかし、これらにかかわらず、3親等または4親等の親族であつて、後見開始の審判等の請求をする者の存在が明らかであるときは、後見開始の審判等の請求を行わないこととなっております。今後、少子・高齢化あるいは核家族化が進む中で、こういった申し立ての件数は増加していくものと考えております。以上です。

○6番（高松幸雄君）

まだまだ今のところは、件数も少ないことでありますけれども、これから先ほどの話じゃないですけど、少子・高齢化及び核家族化が進む中でこのことは進んでいくと思いますので、またいち早く、これからそういったことを調べていけたらいいなと思いますけれども、次に、費用に関してですけれども、法定後見人の申し立てを行うのにどれだけ費用がかかるのか、またこの後見人の方へ支払われる報酬はどのように決められるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

申し立てに必要な費用でございますが、まず申立手数料800円、それと登記手数料2,600円の合計3,400円でございます。また、必要に応じまして本人の判断能力の程度を医学的に確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が別途必要になってまいります。この鑑定料につきましては、個々の事案によって料金は違ってまいります。手数料以外の費用といたしましては、連絡用の郵便切手代、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要になりますので、これらを手に入れるための費用もかかってまいります。成年後見人の報酬でございますが、後見人及び被後見人の資力、その他の事情によって、被後見人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができるものとされておりまして、その報酬の額は、家庭裁判所が審判により決定をするものでございます。以上です。

○6番（高松幸雄君）

今、費用に関してですけれども、少額であつたということで、あまり成年後見の利用が少ないというのは、まだまだそういうところが周知されていないということが多いんじゃないかというふうに思います。このような少額でございますので、ぜひこれからふえると思われまので、皆さんにもっと周知をしていただければなというふうに思います。

そうすると、報酬を支払うことができない方や、例えば障害のある方の法定後見人に関する費用の助成制度に関しては市としてはありますか。また、ある場合はその内容についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

助成につきましては、市におきまして成年後見制度利用支援事業実施要項に基づきまして、低所得者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対し、家庭裁判所が決定する報酬について助成をいたします。報酬に対する助成額は、被後見人が施設に入所をしている場合は、月額1万8,000円まで、その他の場合は、月額2万8,000円までを限度といたしております。また、助成の対象でございますが、生活保護法の第6条に規定する「被保護者」、それから「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条による支援給付を行っている者であって、助成をしなければ、成年後見制度の利用が困難である者、また審判請求費用等を被後見人の属する世帯の収入及び資産から控除したときに、生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費の額を下回る者でございます。ただし、後見人等が被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹である場合は、助成の対象とはなりません。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

市からの助成があるということで、少し安心をいたしました。

そこで、次に質問をいたしますことは、今まで個人の方が後見人としてなることを想定してお話をさせていただきました。国は平成25年度より市民後見人の活用を含めた法人後見活動を支援することを目的に障害者総合支援法に基づいて、市町村が地域支援事業として実施する成年後見制度法人後見支援事業についても市町村の必須事業としましたけれども、この成年後見制度法人後見支援事業、これについての内容と実施状況をお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図ることを目的とし、法人後見を実施するNPO等に対して、研修を初めとした支援を行う事業でございます。また、実施状況につきましては、平成26年4月1日現在で全国で207市町村が実施をしております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

これに関しても平成25年度より決まったことではございますけど、まだまだちょっと知られていないということが多く、まだ全国で207の市町村ということではございました。これについて、国は見込まれる被後見人の人数に関係なく、成年後見制度法人後見事業を必須事業として位置づけているわけですが、市としてこれまでどのような議論がされてきたのかをお尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

市における事業の議論ということでございますが、現在、市内に法人後見を実施する団体が

ないことなどから、まだこの事業についての実施はいたしておりません。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

私の調べたところでも、やはりまだまだそういったことが行われているところが少ないと聞いております。それで、成年後見制度法人後見事業は、市町村を実施主体として複数の市町村が連携して、広域的に実施することができるとされていますけれども、この海部津島の広域で連携した対応について協議された経緯はありますか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

この事業につきましては、制度が始まった当時、愛知県から海部津島の広域での事業の説明を受けたという記録はございますが、その後、各市町村における協議にまでは至っておりません。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

まだ協議には至らなかったということで、やはりなかなか人数がふえてこない、そういう協議に至るところまでは行かないということがありますけれども、実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等の適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるということでもありますけれども、市はこのことをどのように考えているか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

この支援事業は、成年後見の委任や適否の判断、後見業務の監督などを行い、適正な後見業務を担保するための組織となります成年後見のための運営委員会を設置することが必要となつてまいります。また、後見業務を担当するために必要となるスタッフを配置する必要もございます。このほか、会計区分の整理や定款への位置づけなども必要になると思われまます。こういったように後見業務を行うために必要な体制の整備等を行った上であれば、社会福祉協議会やNPO法人へ委託することは可能と考えます。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

それでは、県内では単独あるいは広域的に組織された成年後見センターというものがふえつつありますけれども、この地域でもNPO法人が法人後見センターを設立した場合ですけれども、市はどのような支援や連携を考えていますか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

そういった場合におきまして、この事業にありますように、実施のための研修、あるいは適正な活動のための支援などができると考えております。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございました。

障害のある子供の親にとっては、子供の将来、特に親亡き後のことを考えると、これは大きな問題だと思います。この点に関して私はこれまで質問してきましたけれども、成年後見制度は大変な重要な制度だと考えます。この制度は認知症の高齢者にとっても重要な制度であります。高齢社会におきまして、今後ますます成年後見制度は重要度は増していくと考えておりま

すけれども、現在、愛知県におきましては、田原市や江南市など社会福祉協議会が成年後見制度の対応を行っております。また、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立をしておりますけれども、この中で市民の中から成年後見人を担う候補者を育成し、人材を十分に確保することが上げられております。社会福祉協議会における成年後見制度への対応や市民後見人の活用を進めていただくためには、解決すべき問題・課題は多くあると思います。今後、成年後見人制度の利用促進をしっかりと図って定着させるためにも、この制度の周知という意味を込めて、今回取り上げをさせていただきました。

それでは続きまして、学校や公共施設などの防犯対策強化について質問をさせていただきます。

まず、過去5年間で年々、犯罪件数が減少になっていることは、うれしい成果ではありますが、反面、この5年間で、やはり防犯カメラの普及が影響しているのではないのでしょうか。昨年、市民の方からの寄附で名鉄の日比野駅にも防犯カメラが設置されましたけれども、市内にある駅で、駐輪場に防犯カメラがない駅はどこがありますか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

防犯カメラ未設置の駐輪場でございますが、駅では先ほど大野議員の御質問でもお答えしましたけれども、JRの永和駅初め4カ所となっております。以上です。

**○6番（高松幸雄君）**

先ほど大野議員からも話がありました。本当に私も大野議員と同じ永和の地域に住んでおりますので、夜になると本当に暗いということで、駐輪場、やはり自転車や車のいたずら等が多いということで市民の方から相談を受けております。

先ほど、市内の小・中学校、公共施設などの防犯カメラ設置が21施設、123台設置しているということでしたけれども、これが多いのか少ないのかということがよくわかりませんので、津島市と比較してはどうでしょうか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

津島市さんに、愛西市と同じように担当部署ごとに設置しておりますので、津島市さんの場合、全体数は現在のところ集計されておられませんので、比較はできないものです。申しわけありません。

**○6番（高松幸雄君）**

担当課ごとに、やはりどこの市も掌握しているということのようです。ですので、なかなか掌握するのは難しいとは思いますが、また今後、そういったことの掌握をぜひしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、先ほど津島市のお話が出ましたので、津島市は防犯カメラを設置するのに団体に補助をしておりますけれども、このことについて愛西市はどうお考えになりますか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

愛西市においては、現在、補助する考えはございません。

○6番（高松幸雄君）

それでは、防犯カメラ1台設置する費用については、50万円程度かかるという答弁でございましたけれども、安心・安全なまちづくりをアピールするには、やはり最低限、駅周辺の駐輪場の防犯カメラは必要ではないでしょうか。市としての考えをお尋ねいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

防犯カメラの設置につきましては、県が作成しました「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」また「愛西市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」さらに「愛西市個人情報保護条例」に基づきまして、設置の必要性、犯罪発生の状況等を踏まえまして、判断していきたいと考えております。

○6番（高松幸雄君）

設置の必要性、犯罪発生状況を踏まえての判断をしていくという答弁でありましたけれども、先ほどのJRの永和駅、これは自転車の盗難やバイクのいたずら等が多発して、安心して駐輪できないというふうに苦情が出ております。これは必要性があると判断はできませんか、お尋ねいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

議員おっしゃる自転車盗難やバイクのいたずらなどにつきましては、私どものほうには直接伺っておりません。今後は、そういったことを注視いたしまして、設置に向けての判断をさせていただきますと考えております。

○6番（高松幸雄君）

ありがとうございます。今後、その判断をしていただけるということで、ぜひ優先順位を決めていただいて、前向きに考えていただければありがたいなというふうに思います。

防犯カメラの必要性についていろいろとお訴えをさせていただきました。安心・安全なまちづくりには駅の駐輪場や児童館、児童公園の防犯カメラの設置を強く要望させていただきます。

次に、民間での青色パトロールの実施状況について、日置町の防犯パトロール隊だけでしたけれども、青色パトロール活動に市からの補助はありますか、お尋ねいたします。

○市民協働部長（猪飼 明君）

青色パトロール活動に対しまして市からの補助はございません。ですが、県の自主防犯団体設立支援事業というのがございまして、県に登録する新規の自主防犯団体、5人以上の構成が必要ですが、その団体が月に1回以上の継続的な活動が見込まれる団体に対しまして、防犯パトロール用の資材、例えば、ベストだとか帽子だとか腕章だとか発光警戒棒、青色回転灯などの資材の提供が受けられますので、愛西市としましても、今後、そういった方に対して情報提供はしていきたいと考えております。

○6番（高松幸雄君）

県の自主防犯団体設立支援事業として、5名以上の構成員登録で防犯パトロール用の資材提供があるというふうな答弁でございました。これ5名以上ということでございますけれども、1名でもやりたいと、例えばですけれども、私も前から青色パトロールはボランティアとして

活動したいなというような意向はありましたけれども、なかなか1人ではどうしていいかもわからないということがありまして、前に進んでおりません。1名でも登録をすることができるのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

先ほど言いましたように県への登録は5名以上になりますが、市の自主防犯団体の登録は1名からも受け付けをさせていただきますので、お願いします。

**○6番（高松幸雄君）**

1名からでもできるということでしたので、ぜひ今後、私も検討していきたいなというふうに思っております。ただ、まだまだ愛西市、保険のみの加入ということでございます。できれば、また愛西市としても、補助をそういった形で協力していただけるとありがたいなというふうに思いますけれども、それに関して、登録する場合はどうやって手続をしていったらいいのか、そういった点についてお伺いいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

愛西市の防災安全課のほうへ申し出いただければ、申請書類に必要な事項を記入していただき、県のほうへ提出させていただきます。

**○6番（高松幸雄君）**

青色パトロール活動のボランティアをやりたいという潜在的な人は、私のようにいるかもしれません。今後、また情報提供していきたいという答弁でしたけれども、具体的にはどのような情報提供をしていただけるのかをお尋ねいたします。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

津島警察署や市役所の防災安全課のほうへ問い合わせしていただけるような内容の広報でお知らせしたいと考えております。

**○6番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。今までは、あまりそういったことを「広報あいさい」等で告知するとかいうことがありませんでした。また、そういうところに記載していただくと、そういった方が一人一人ふえていく、それが市民協働の活動ではないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお尋ねいたします。

続きまして、子ども110番の家は市内で197名の方に津島警察署から委嘱されているとの答弁でありました。これも多いか少ないかということになります。そこで、過去の設置件数と委嘱の条件についてお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

過去の設置件数でございますけれども、平成19年度から21年度が168件、平成22年度から24年度が183件、平成25年度から27年度が185件設置されております。

そして、委嘱の条件でございます。愛知県警察の「こども110番の家運用要領」によりますと、子供が通学、通園等の用に供している道路及び子供が日常的に利用している公園、広場等に面した建物の所有者、管理者または使用者で、3つの要件を全て満たしているもののうちか

ら必要と認められる者になっており、まず1点目でございますけれども、110番の家の目的、任務等に賛同している者であること。2点目に、所有者等が、通常、昼間の時間帯に所在している者であること。3点目としまして、地域における信望が厚く、適任と認められる者であることとなっております。委嘱期間につきましては、3年ごとに津島警察署長より推薦者の依頼がありまして、愛西市教育委員会より市内各学校長へ推薦をお願いをしております。以上です。

#### ○6番（高松幸雄君）

最後になります。子ども110番の家は大切な子供を犯罪から守るために多くの方にも協力してもらうことが重要だと思います。市は委嘱件数をふやす対策はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

委嘱件数の増加の方策ということでございますけれども、現在、津島警察署の依頼によりまして、教育委員会から各学校に委嘱者の推薦をお願いしている状況でございます。今後、学校より地域の方々に対して、さらに周知していただけるよう、市内各学校に対し、教育委員会が直接、子ども110番の家設置についてお願いする機会を設け、その必要性を啓発してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○6番（高松幸雄君）

ありがとうございました。防犯対策について、るる質問をさせていただきました。

最後になりますけれども、ちょっと関心の深い記事がありますので、それを読んで私の質問を終わりにしたいと思います。

これは、科学警察研究所の犯罪予防研究室長の方の記事でございました。こちらのほうで防犯カメラの効果についてが書いてありました。これは、防犯カメラには3つの効能が期待できるということで、犯罪を抑止する。潜在的犯罪者に犯行を思いとどまらせる。2つ目に、その場所の利用者に安心感を与える。犯罪に対する不安を緩和する。3つ目に、犯罪捜査へ貢献する。事件発生時には録画した映像を利用して犯人を特定するとありました。さらに、こちらの件で防犯カメラの社会的需要についても書いてありました。財団法人社会安全研究財団が2010年に実施した最新の全国調査では、安全・安心確保のために防犯カメラを設置することと、個人のプライバシーを尊重するために設置しないことと比較する質問を設けたところ、設置するが49.9%、どちらかといえば設置するが42.1%とした意見が、設置しない1.6%、どちらかといえば設置しない5.6%と大きく上回っている結果が出ました。また、2006年の日本版総合社会調査では、路上を監視するカメラの設置について、賛成が37.9%、どちらかといえば賛成が43%、どちらかといえば反対というのが13.3%、反対は3.4%というおもしろい結果が出てまいりましたので、ぜひともこれだけの多くの方が防犯カメラは、有効だというふうなことを言っていると思いますので、またぜひ今後、愛西市でも防犯カメラの設置を前向きに考えていただきたいと思います。

最後に防犯対策を強化して、人々が心豊かに暮らせる、安心して安全なまちづくりを推進していくことを要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（大島一郎君）

6番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、8日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時02分 散会